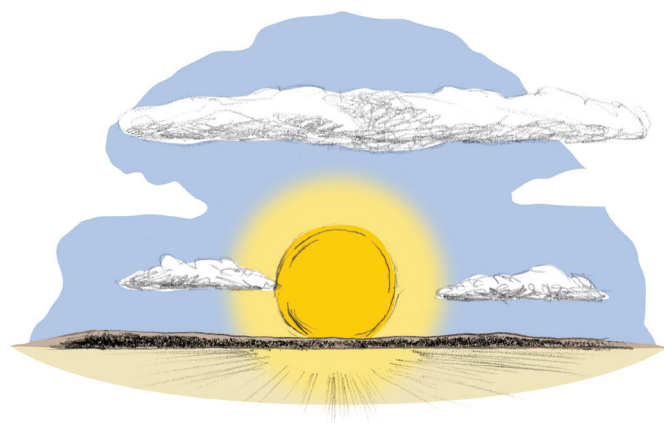


IFRS

Top 20 Tracker

Edition 2012



目次

エグゼクティブ・サマリー	03
1 整合的であるために	04
2 経済状況と公共支出の削減	05
3 ユーロ圏のソブリン債務危機	08
4 継続企業	11
5 財務諸表の表示	13
6 収益の認識	15
7 キャッシュ・フロー計算書	17
8 企業結合	19
9 減損テストおよび開示	21
10 資産の処分および非継続事業	24
11 株式報酬契約	27
12 負債か資本か？金融負債の識別	30
13 金融商品の開示	33
14 自己資本の管理に関する開示	36
15 ヘッジ会計	38
16 不要な情報の削除に関する問題	40
17 詳細が重要	43
18 2012年の予定	45
19 2013年の予定	47
20 今後の見通し	50

エグゼクティブ・サマリー

はじめに

2012年版IFRS Top 20 Trackerでは、IFRSに基づき財務諸表を作成する企業が直面する可能性のある課題として、グラント・ソントン・インターナショナルが識別した開示上および会計上の20の問題について説明します。

世界有数の独立した会計およびコンサルティング事務所の一つであるグラント・ソントン・インターナショナルの各メンバーファームは、IFRS適用において豊富な経験を有しています。グラント・ソントン・インターナショナルのIFRSチームは、総合的なガイダンスを作成し、メンバーファームが高品質かつ整合したIFRSの適用に取り組めるよう支援を行っています。

2012年版のIFRS Top20 Trackerは、2011年1月1日以降に開始する事業年度に適用されるIFRSに基づいて作成しております。

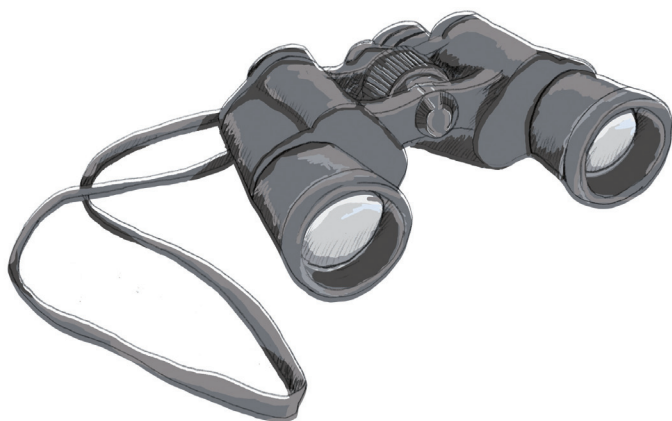
主要なテーマ

2012年版で扱う項目は以下のテーマに沿って選択しております。

- ・ 企業の経営者のコメント(management commentary)と財務諸表が相互に補完し合い、整合している必要性
- ・ 経済状況の悪化が企業の財務諸表に与えかねない影響、特に重視するのはユーロ圏のソブリン債務危機に関連する問題
- ・ 規制当局が関心を寄せる主な分野
- ・ 会計処理が難しい分野
- ・ 最近および間近に迫った財務報告における変更

いうまでもなくIFRS Top 20 Trackerは、企業が本年度の財務報告シーズンに直面するであろう諸問題を網羅するものではありません。多くのグラント・ソントンのクライアントにとって特に重要であると思われる分野に焦点を当て、経営者が優先順位を付けて、検討を行うに際して支援することを意図するものです。

グラント・ソントン・インターナショナル
2012年2月



1 整合的であるために

財務諸表全体

IFRSに基づき財務諸表を作成する多くの企業は、「経営者のコメント」も作成して、財務諸表に添付することを要求されています。「経営者のコメント」は、「経営者による業績の検討と分析 (MD&A: Management Discussion and Analysis)」または「事業および財務上のレビュー (OFR: Operating and Financial Review)」、ないし「取締役報告書 (Directors' Report)」などの名称を用いて説明されることもあります。IASBは、この分野において強制力のないプラクティス・ステートメントを公表しています。また、多くの国の法律および証券規制では、IFRSの範囲に留まらない記述による報告および開示を要請しています。

これらの規制に準拠するためには、完全かつ正確な会計情報が必要とされます。しかし、財務諸表開示と記述開示という異なる要請を別々のものとして考えることはできません。経営者のコメントと財務諸表が相互に補完し合い整合するよう、双方を総括的に捉えることが重要です。

整合性は、経営者のコメント、基本財務諸表、会計方針および財務諸表の注記の間において重要です。経営者のコメントのセクションと対応する財務諸表のセクションとが異なる担当者または異なる時点で作成されているときは、それらの内容すべてがひとつのまとまったものとして整合しており、できる限り重複しないようにするために細心の注意を払う必要があります。

規制当局は不整合を問題視

規制当局は、企業の経営者のコメントの部分と財務諸表の箇所で提供された情報における不整合を追求します。例えば、事業の将来見通しについて提供された情報は、当該企業が継続企業であるとみなされる理由の開示と整合しているかなどです。(継続企業の開示に関するさらなる情報については、セクション4で取り扱っています。)

総じて規制当局は、依然として収益認識に焦点を当てており、収益認識に関する会計方針については特に注視しています。企業の収益認識に関する会計方針が、経営者のコメントにおけるビジネスモデルの内容について述べた情報と整合していることが重要です。

他にも、規制当局が、経営者のコメントと財務諸表における明らかな不整合について、問題視したことのある分野には、減損、継続企業およびオペレーティング・セグメントの開示が含まれます。

検討すべき事項

経営者のコメントと財務諸表における整合性を達成する上で役立ついくつかの検討事項を以下に示します。

- ・ IFRS第8号「オペレーティング・セグメント」に基づく企業のセグメントの開示は、経営者のコメントで自社の事業および経営について説明している方法と整合しているか。
- ・ IFRSに基づかない開示でも、必要に応じて、IFRSに基づく開示と適切に調整しているか。
- ・ 企業の減損テストで使用した仮定 (例えば、将来キャッシュ・フローを見積る際の将来における成長率の見積り) は、経営者のコメントで開示される情報と整合しているか。
- ・ 企業の会計方針は経営者のコメントで説明されている主要な種類の収益およびその他の取引に関する情報を取り扱っており、それらは明確かつ適切であり、網羅的なものであるか。
- ・ 経営者のコメントにおける後発事象についての説明は、IAS第10号「後発事象」に基づく財務諸表における開示と整合しているか。

2 経済状況と公共支出の削減

背景

世界各地の企業は、世界的な経済活動の低迷の影響を依然として受けています。特に、ユーロ圏の危機は、成長率にマイナスの影響を及ぼしており、企業(欧州およびそれ以外の国々における)では収益ならびに利益の成長に鈍化がみられます。

経済状況

2011年の第4四半期には、欧州諸国の多くで成長率の鈍化がみられ、一部の国では再び景気後退入りするのではといった声も聞かれました。

ユーロ圏全部とユーロ圏を超えた地域の国々、さらには米国などの主要経済国を含め、景気回復の見通しは依然として不透明な状態が続いています。経済成長は減速したままで、多くの企業にとって市況は厳しいものとなっています。その結果、利益率が低下し資金調達が困難になるとともに、製品およびサービスの需要は伸び悩んでいるため多くの企業の見通しは不透明です。

金融引締め政策

欧州各国政府の多くは金融引締め政策を発表したか、または実施しています。こうした政策は、企業の公共部門との取引に対して直接的な影響を及ぼし、消費者の消費意欲など広く景気にも影響を及ぼしています。こうした政策の影響を受けている国で公共部門との取引を行う企業は、公共部門がサービスの提供に効率性を求めようとするため、大幅な削減を行うことによる影響を受けることでしょう。しかし、公共部門と直接取引を行っていない企業でも、例えばサプライチェーンの一部であることによって、削減による影響を受けることがあります。

経営者のコメントに与える影響

経営者は、これらの広範な経済的要因が将来における事業の見通しに及ぼす影響を評価する必要があります。こうした評価は、経営者のコメントにおける将来予想的な部分に影響を与えると思われます。このことはセクション1で説明した通り、経営者のコメントと財務諸表が相互に補完し合い、整合的である上で重要な要素となります。

財務報告の分野に与える影響

企業が低迷した経済状況および支出削減により影響を受ける場合には、財務諸表のさまざまな分野も影響を受ける可能性があるため、その一部について以下で説明しましょう。影響を受ける分野は、企業の事業内容および企業が事業を行うセクターまたは産業によって異なります。

継続企業の前提

企業が経済の先行き懸念または公共の支出削減により悪影響を受けている場合、経営者は企業が継続企業であるかどうかを評価する際にこのことを考慮する必要があります。また、こうした評価については、財務諸表でなされた継続企業の前提についての開示に反映させなければなりません(セクション4で詳細を説明します)。

例えば、財政的圧迫を受けている国で公共部門との相当額の未決済残高または取引関係を有する企業は、おそらくそうした事実を開示し、未決済の金額および将来の取引量に影響を及ぼしかねない将来の事象について示さなければならないでしょう。そのような場合には、経営者が継続企業の前提評価の一部として用いた主要な仮定などについて、継続企業の前提の開示に追加すべきか検討が必要となります。

継続企業の前提評価を行う際には、予想される将来の収益に対する影響を考慮するとともに、資金調達能力などのその他の要素についても考慮する必要があります。特に資金調達力については、財務諸表公表後12ヶ月以内に設備の更新期限が到来する場合に考慮すべきです。

減損

企業が事業を行っている経済環境や市場の不況への変化は、潜在的な資産の減損の兆候を示しています。そこで、IAS第36号「資産の減損」に基づいて減損テストを行うことが必要となり、減損損失が生じるおそれがあります。減損テストについてはセクション9で詳細に説明しています。

外国為替レートの変動により、減損テストに問題が提起されることも考えられ、特にユーロ圏諸国と取引を行っている企業においてこのことがいえます。IAS第36号に基づいて使用価値を算定するにあたり、将来キャッシュ・フローはそれらが生成される通貨によって算定され、当該通貨のもとでの適切な割引率を用いて割引される必要があります。そして、現在価値は、使用価値を算定する基準日のスポット・為替レートを用いて換算します。

また、IAS第2号「棚卸資産」に準拠して、棚卸資産の評価減を行うよう要求される場合があります。

市場のボラティリティによるエクスポージャーを低減するデリバティブの使用

経営者は、先渡契約または金利スワップなどの金融商品を使用して市場のボラティリティによるエクスポージャーを緩和しようと試みることがあります。そうした金融商品は、IAS第39号「金融商品：認識および測定」の適用範囲であるデリバティブであり、公正価値で認識し、その変動を損益に計上するよう要求されます。デリバティブを使用することでリスクに対する実際のエクスポージャーは減少するものの、損益計算書上にボラティリティが発生する可能性があります。

こうしたデリバティブの使用に関して、IAS第39号に基づいてヘッジ会計を適用する場合があります。ただし、ヘッジ会計を適用するためには厳しい条件を満たす必要があります(セクション15)。ヘッジ関係の正式な指定および文書化がヘッジ取引の開始時に整っている必要があるため、こうした条件を適用当初に満たしている必要があることに留意しなければなりません。

IFRS第7号「金融商品：開示」の規定は広範囲にわたっており、金融商品の公正価値およびヘッジ会計についての開示が含まれています。

リストラクチャリングの影響

事業の低迷によりリストラクチャリングを余儀なくされる場合があります。事業の一部を売却または廃止するという決定を下す場合には、IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産および非継続事業」の適用があります。IFRS第5号の規定についてはセクション10で説明しています。

また、経営者は、事業のリストラクチャリングの実施を決定した結果として、IAS第37号「引当金、偶発負債および偶発資産」に基づいて引当金を計上する必要があるか検討しなければなりません。経営者がリストラクチャリングの実施による推定的債務を有している場合にのみ引当金を計上できます(リストラクチャリングの意図だけでは不十分である)。推定的債務は、リストラクチャリングに関して詳細かつ公式な計画があり、そのリストラクチャリングは実施されるであろうという確かな期待が影響を受ける人々に惹起している場合に発生します。さらに、リストラクチャリングには、解雇給付も含まれる可能性があります。解雇給付は、IAS第19号「従業員給付」のなかで、IAS第37号と少し異なる内容の規定で取り扱われています。



3

ユーロ圏のソブリン債務危機

背景

セクション2で述べた一般的な問題に加えて、ユーロ圏のソブリン債務危機によって金融商品に関連したさまざまな会計上の問題が生じています。

特に、銀行は重大なソブリン債のエクスポージャーおよび増大した流動性リスクを有しているおそれがあります。しかし、影響を受ける企業は銀行だけではありません。他の企業もまた、増大したカントリー・リスクおよび為替リスクにさらされることになると思われます。経営者が特に留意する必要があります。さまざまなIFRS基準について、その概要を以下に紹介します。

ユーロ圏のソブリン債保有

欧州各国の政府は財政難を抱えており、このことは救済措置や信用格付けの引き下げにより顕在化する場合があります。これによって、当該政府の発行したソブリン債がその所有者の財務諸表上で減損しているかどうかという問題が提起されます。

IAS第39号「金融資産：認識および測定」においては、一般的に、見積将来キャッシュ・フローを減少させる減損の客観的証拠がある場合には、金融資産または金融資産のグループは減損しています。

グラント・ソントン・インターナショナルの見解として、2011年12月31日時点において、そして本刊行物を執筆している時点において、ギリシャ国債には減損の客観的証拠があります。したがって、売却可能として分類されるギリシャ国債については、減損損失は期末日の公正価値に反映させなければなりません。満期保有目的または貸付金および債権として分類されるギリシャ国債については、減損は民間部門の抛却(または「ヘアカット」(債務減免))の直近の期待値に反映させなければなりません。リストラクチャリングへの民間部門の関与および当該民間部門が引続きリストラクチャリングに関与するかどうかについての新しい情報は、ギリシャ国債を償却原価で測定することに影響を与える可能性があります。

本刊行物を書いている時点では、その他のユーロ圏のソブリン債に関して減損損失を認識する必要があるとは考えておりません。ギリシャ国債とその他のソブリン債における重要な相違は、その他のソブリン債の場合には民間部門のヘアカットが現時点では予想されていない点にあります。しかし、新たな情報(例えば、民間部門の関与に関する情報)が企業の財務諸表公表の承認日より前に明らかになり、本結論に変更が生じる可能性もあります。その場合、減損は当該日に認識されることとなります。

その他の金融資産の減損

現在の経済状況もまた、広く金融資産の減損に影響を及ぼすと思われます。減損損失については、特定の事実および状況を反映してその都度決定する必要があります。いくつかの具体的な検討すべき点を以下に示します。

- ・ デット型資産(債券・貸付金など)については、減損の客観的証拠には、債務者の財政難、金融商品の契約条件の不履行および債務者が破綻する、または債務再編を行うことが推定されることが含まれる。
- ・ 持分に対する投資については、公正価値の原価を下回る大幅なまたは長期にわたる下落は、減損の客観的証拠の一つである。
- ・ 売却可能金融資産については、減損の客観的証拠が存在する場合、その他の包括利益で認識されている公正価値の下落は全部を損益に組み替える。

ユーロ圏のソブリン債務危機が割引率に及ぼす影響

前述した金融資産の減損に与える影響に加えて、ユーロ圏のソブリン債務危機は、割引率に与える影響を通じて広く企業に影響を及ぼすおそれがあります。

ある資産に固有の割引率が直接利用可能でない場合、企業の加重平均資本コストを算定するための資本資産評価モデル(CAPM: Capital Asset Pricing Model)を使用して割引率を見積ることがよくあります。CAPMの主要な構成要素には、利回りのリスクフリー・レート(通常、政府証券を参考にして見積る)、マーケットリスク・プレミアムおよび β 要因(市場の変動に対する個別感応度を表している)があります。

ユーロ圏のソブリン債務危機により、ユーロ圏の弱小国家として認識されている国の長期国債利回りが上昇する一方、安全と考えられている国の国債利回りが低下しました。こうした情報をCAPMに加味することで、一部の資産および資金生成単位の減損テストに使用される割引率が著しく上昇するおそれがあります。これは、将来キャッシュ・フローの期待値の低下とあいまって、多くの企業に関して減損の度合いを上昇させる可能性があります。

リスクおよび不確実性の開示

IAS第1号「財務諸表の表示」には、資産および負債の帳簿価額の見積りの不確実性の原因に関する開示要請が含まれています(IAS第1号第125項)。現在の経済状況により、増大した見積りの不確実性に係る例が多数みられることでしょう。企業は、翌年に重大な修正をもたらすかもしれない重要なリスクを有する見積りの不確実性については、仮定およびその他の原因情報を開示する必要があります。例えば、財政問題を抱えている特定の国のソブリン債について、減損の認識を義務づけられない場合でも、未決済の金額を開示することは妥当であると考えられます(IAS第1号第125項―第133項)。

こうした開示は、各企業が直面する重大なカントリー・リスクおよび為替リスクの評価、合理的な範囲で可能性のある結果についての基礎前提、そして状況の相違が関連する資産および負債の価値にどのような影響を与えるかによって左右されます。

IFRS第7号「金融商品:開示」では、金融商品および関連するリスクに関して、広範囲にわたる開示を要求しています。例としては、リスクの集中、信用リスク、流動性リスクその他の市場リスク、それらのリスクがどのように管理されているかについての詳細な開示があげられます。経営者は、経済状況がそうした開示に及ぼす影響を検討する必要があります。欧州の銀行にとっては、流動性の開示、自己資本の管理に関する情報、資金調達の必要性、偶発事象およびストレステストが特に重要となるでしょう。

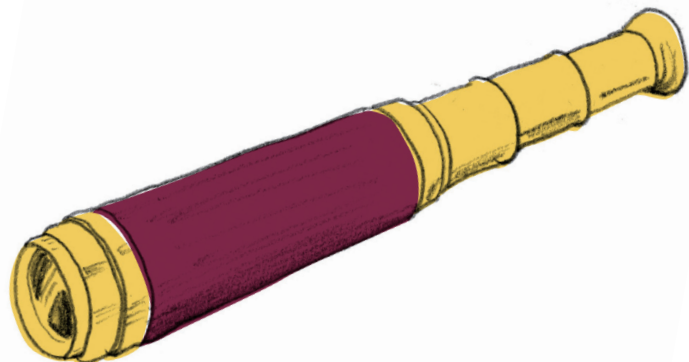
後発事象

多くの国におけるマクロ経済状況および特定の企業の状況は、現今の環境において急速に変化する可能性があります。これにより、企業の財務諸表に影響を及ぼす重大な後発事象の発生頻度が高まります。IAS第10号「後発事象」では、後発事象を、期末日に存在した状況に関する証拠を提供する事象(修正を伴う事象)と期末日後に発生した状況であることを示す事象(修正を伴わない事象)に分類します。最今の状況では、そうした事象の分類識別および分析には特に注意を払う必要がありそうです。

継続企業の前提－銀行に関する具体的な考察

IFRSではまた、経営者が、自社が継続企業として存続できる能力を評価するよう要求しています(セクション4参照)。銀行(とくにユーロ圏における)にとって、多くの個別要素がこの継続企業の評価に影響を及ぼすと思われます。それらの要素を以下に示します。

- ・ユーロ圏でみられている一般的な信用および流動性の収縮
- ・上述したソブリン債の問題は、より広範なマクロ経済の問題とともに、脆弱な投資者および預金者の信頼に影響を及ぼす可能性がある
- ・ユーロ圏の銀行は、2012年6月までにより厳しい資本要件を満たすことを要求される
- ・金融部門を支援する中央銀行(欧州中央銀行を含め)および監督当局による措置が不透明である



継続企業の前提

世界の一部の地域における依然として難しい経済状況（セクション2と3を参照）では、企業が継続企業であるとする前提は確実でない場合があり、経営者は継続企業であることについて慎重に判断する必要があることを意味しています。

経営者は、継続企業の前提に基づいて財務諸表を作成することが、自社にとって合理的であることを確認する必要があります。IAS第1号「財務諸表の表示」（IAS第1号第25項）では、経営者が継続企業の前提の評価を行うにあたって、継続企業として存続する企業の能力に重大な疑義を生じさせるような事象または状況による重大な不確実性を認識している場合、そうした不確実を財務諸表に開示することを要求しています。

FRCのガイダンス

英国の財務報告評議会（FRC: Financial Reporting Council）は、「継続企業および流動性リスク: 英国の企業の取締役のためのガイダンス（2009年）」を作成しました。本ガイダンスは、継続企業に関して規制当局がこれまでに公表したすべてのガイダンスをまとめて、現在の環境において企業が直面しているこの問題に対して注意を喚起するためのものです。

本ガイダンスは、不透明な経済状況に直面している世界の地域で事業を行う経営者が財務報告を行う際に有用であると考えられ、特に企業が抱える不確実性を財務報告に反映させる方法について説明がされています。下記の3つの基本原則を本ガイダンスから抜粋します。

- ・ 年次および中間財務諸表を作成する際、経営者は、自社が継続企業であるか否かについて厳格に評価し文書化しなければならない。経営者が行うそうしたプロセスは、規模や財務リスクの程度については企業とその事業運営の複雑性に応じて、内容および詳細が深まっている必要がある。
- ・ 経営者は自社が継続企業であるか否かを決定する際、将来に関して利用可能な情報をすべて考慮しなければならない。検討には、期末日から少なくとも12ヶ月間を対象とする必要がある。
- ・ 経営者は、適正に表示された財務諸表を作成するため、継続企業の前提に関してバランスのとれた、かつ財務内容に整合した明確な開示を行わなければならない。

開示

財務諸表を作成する際、経営者は自身が立てた仮定、特に自社の状況に固有の仮定について言及する必要があります。

経営者は、財務諸表作成の早い段階で、こうした報告課題に取り組むべきです。そうすることで、投資家がネガティブに反応しかねないような問題が財務諸表公表間際に発生するのを避けることができます。

財務報告の目的に照らして、継続企業の前提の評価は経営者が財務諸表の公表を承認する日現在で行われます。経営者が到達するであろう3つの結論は以下の通りです。

- ・ 重大な不確実性は存在しないため、自社が継続企業として存続する能力について重要な疑義は生じていない。ただし、適正表示を達成するために十分な開示は必要であり、経営者は継続企業の前提を適用するのがふさわしいと考える理由を説明し、主要なリスクを特定して、それらのリスクにどのように対処しているのかを示す必要がある。
- ・ 重大な不確実性が存在するため、自社が継続企業として存続する能力に関して重要な疑義が生じている。したがって、IAS第1号第25項に基づいて追加の開示が必要となる。
- ・ 継続企業の前提を使用するのがふさわしくない。この場合、採用した会計のベースを説明する追加の開示を行う必要がある。

経営者が上記のどの結論に至るかによって、開示内容の作成は複雑で難しいものになります。継続企業の前提が企業にとって問題となる場合、経営者はとくに時間を割いてこの問題を検討する必要があります。

整合的であるために

継続企業に関する開示についても、財務諸表におけるその他の情報ならびに経営者のコメントに照らして検討を行う必要があります。セクション1では、財務諸表と経営者のコメントが全体として相互に補完し合い、整合していることの重要性について取り上げました。会社が継続企業であるとみなされる理由を説明する開示は、そうした全体としての整合性の重要な部分です。

経営者は継続企業の前提に対して不確実性が存在することを示唆する情報があるかどうかを検討し、行う開示においてこのことを取り扱わなければなりません。これには、例えば、減損損失やキャッシュ・フローなど財務情報、または1年以内に返済期限が到来する重要な債務の開示ならびに主要なリスクや不確実性および財務リスク・マネジメント情報などの記述による開示が含まれる可能性があります。グループ会社間での借入の影響およびグループ会社債権の回収可能性に対する懸念についても、見過ごすべきではありません。継続企業の前提の開示は、そうした問題が継続企業としての会社の位置づけに影響を及ぼさない理由を経営者が説明する機会であるといえます。

5 財務諸表の表示

包括利益計算書

IAS第1号「財務諸表の表示」に基づいて、包括利益計算書は、単一の計算書(1計算書方式)または2つの計算書(2計算書方式、すなわち損益計算書および包括利益計算書)のいずれかとして表示できます。いずれの場合でも、計算書には包括利益を構成する項目のみが含まれていなければなりません。これは通常、損益の構成要素に関しては容易ですが、企業によっては何がその他の包括利益の一部であるかを識別することは依然として難しい場合があります。

その他の包括利益の例としては、有形固定資産の再評価、売却可能金融資産の公正価値の変動、在外営業活動体の為替換算差額などが挙げられます。例えば配当または新しい株式資本については、利益または費用ではなく、株主としての立場で行動する株主との取引であるため、その他の包括利益には含まれません。したがって、そうした項目は、包括利益計算書ではなく株主持分変動計算書に表示しなければなりません。

株主持分変動計算書

株主持分変動計算書は、基本財務諸表として必ず表示しなければなりません。本計算書の重要な要素を以下に示します。

- ・ 包括利益の合計(親会社と非支配持分とを分ける)
- ・ 株主持分の各構成要素に関して、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更および誤謬」に基づく遡及適用または遡及修正再表示の影響
- ・ 株主としての立場で行動する株主との取引について、資本の拠出および分配を区別して示す
- ・ 株主持分の各構成要素の期首から期末残高への調整

改訂されたIAS第1号が初めて公表された際、計算書において求められるその他の包括利益の詳細さの程度について一部混乱がみられました。IASBは、IAS第1号を改訂して、その他の包括利益の個別の項目が株主持分の各構成要素に及ぼす影響が財務諸表の注記として開示されることを明確にして、この問題に対処しました。

比較式の財政状態計算書の追加表示

IAS第1号では、追加の比較式の財政状態計算書を関連注記とともに、新しい会計方針を遡及適用したり、財務諸表に遡及して修正再表示する項目がある場合、または財務諸表の項目の組替表示を行う場合には、比較対象期間のうち最も古い期間の期首において表示するよう要求しています。これには、例えば、自発的な会計方針または表示の変更、新しいまたは改訂された基準の遡及適用などが含まれます。

重要な判断および見積りの開示

規制当局は、判断および見積りに関する開示に引続き細心の注意を払っています。重要な判断または見積りの分野の問題なのに財務諸表においては焦点が当てられていないことが、経営者のコメントにおいて説明されていることから、財務諸表における開示の省略が明らかになる場合があります。

重要な判断

規制当局は、IFRSとは、その適用に際して経営者の判断を要する原則主義の報告フレームワークであると認識しています。IAS第1号は、財務諸表で認識されている資産および負債に対して最も重要な影響を及ぼすところの企業の会計方針を適用する際に経営者が下した判断を開示するよう要求しています。つまり、重要な判断とは、会計方針を適用する際に経営者が示した見解のことを指します（IAS第1号第122項）。規制当局は、経営者が財務諸表で認識された金額に重要な影響を及ぼす判断を下した分野を開示していない企業に対して疑問を提起する可能性が高いのです。

重要な判断についての開示は、財務諸表が影響を受ける分野を単に列挙する、または関連分野に関する会計方針を単に繰り返し示すのではなく、経営者が自身の判断をどのようにして下したのかを説明する必要があります。異なる判断を適用したとしたならば報告される内容に重大な影響がもたらされたであろう場合には、その点が特に開示で示されるべきです。

主要な仮定および見積りの不確実性の原因

重要な判断の開示に加えて、経営者は、将来に関する主要な仮定ならびに翌事業年度において資産および負債の帳簿価額に重大な修正を生じさせるかもしれない重要なリスクを有する見積りの不確実性の主要原因情報を開示する必要があります（IAS第1号第125項）。この情報開示は多くの場合、主要な判断と組み合わせられる場合が多いですが、これらは別個の開示要請であり、適切に処理されていないことが多いものです。

見積りの不確実性に係る主要な分野を開示するにあたって、高品質の開示の重要な側面は、算定の基礎となる方法、仮定または見積りに対する帳簿価額の感応度分析を示すことです。

重要なことは何か

財務諸表においてどのような判断または見積りを開示すべきか検討する際、経営者はどのような取引または問題が審議会会議で重要な議論の対象になったのか、または監査人との重要な議論を招いたのか思い起こさなければなりません。問題が複雑であるほど、財務諸表に影響を与える重要な判断を要する分野（例えば、状況が変化した後も子会社を引続き連結すべきか）に焦点が当てられるべきです。

収益認識に関する方針

収益の認識に関する方針は、多くの場合、財務諸表において最も重要な会計方針です。収益認識については、規制当局が依然として非常に多くの指摘をしています。問題とされる主要な点は以下の事項です。

- ・ 会計方針が十分に詳細に説明されていない。
- ・ サービスの販売に関して、進捗度をどのように決定するかが明確でない。
- ・ 企業が有するさまざまな収益の流れに対して適用される方針が説明されていない。
- ・ 重要な判断に関する分野が説明されていない。

こうした問題はいずれも新しいものではありませんが、収益認識に関する方針の開示について、企業は依然として規制当局および投資者の期待に応えられていないことは明らかです。

収益認識に関する方針は、IAS第18号「収益」の原則が特定の事業とその重要な収益の流れに対してどのように適用されたのかを明確にし、収益が認識される時点および収益が測定される基準を明確に示す必要があり、特に進捗度を特定しなければならない場合にはこのことがいえます。

収益の会計処理を行う際に重要となる問題は、収益が認識されるだろう時点、すなわち物品またはサービスが引き渡され、将来の経済的便益が企業に流入する可能性が高く、信頼性をもって測定できる時点を決定的なことです。企業が収益認識に関する方針について問題を指摘される可能性のある分野の例としては、以下の場合が含まれます。

- ・ 収益が適格な基準を満たす前に認識された可能性があり、利益が過大計上されていることを会計方針が示唆している。
- ・ 顧客が受け取ったか返品したかに関係なく、商品を配送した時点で収益が認識されていることを会計方針が示唆している。
- ・ 企業は物品およびサービスの両方を販売しており、さまざまな構成要素をどのように会計処理しているかについての方針が明確でない。

規制当局は、明らかに重要でない収益の流れについて詳細な会計方針を示している企業に対しては問題として指摘しています。セクション16で述べているように、重要でない、または適切でない会計方針など不要な情報は削除されてこそ、質の高い1組の財務諸表といえます。

整合的であるためのいくつか

セクション1では、企業の経営者のコメントと財務諸表との整合性および記述による開示全般が財務諸表における金額と整合していることの重要性について説明しました。例えば、企業が経営者のコメントまたはセグメント開示においていくつかの収益の流れについて触れる場合、収益に関する会計方針では識別されたそれぞれの主要な収益の流れを取り上げることが不可欠です。そうしなかった場合には、おそらく規制当局が問題として提起することになるでしょう。

会計方針を記載するにあたり、経営者は、「自身が表明した方針が、どのようにして収益を生み出すのかに関して経営者のコメントと一致しているか」を自問する必要があります。自問への答えが否である場合には、当該会計方針を改善する必要があります。その方針には、認識の時点と収益の測定を反映させなければなりません。企業が顧客からの返品に関して重要な義務を有している場合、会計方針においてその問題を取り扱う必要があります。

複数の要素を含む契約

IAS第18号の目的は、物品が顧客に引き渡された、またはサービスが実施されたときに、その時点で、行われた限りで収益を認識することにあります。しかし、単一の取引に複数の異なる要素が含まれている場合があります。例としては、コンピューター機器、関連するトレーニングおよび継続的なサポートの販売を含む契約が挙げられます。この場合における収益の認識は容易ではないでしょう。IAS第18号では、当該契約を単一の契約として会計処理すべきかどうか、または区別して会計処理すべき個別に識別可能な構成要素を当該契約が含んでいるかどうかについて決定するよう企業に対して求めています。

IAS第18号では、取引の実体を反映させるため、単一の取引における個別に識別可能な構成要素それぞれに対して、収益認識要件を適用するよう企業に対して要求しています。契約の構成要素を識別する際、売手の視点ではなく、買手（顧客）の視点から契約を判断することが重要となります。顧客が何を購入していると考えているかを理解することがポイントです。

ビジネスモデルの変化

企業のビジネスモデルは時間とともに進化します。こうした進化は、戦略、有機的成長（organic growth）の変更によって、または買収等および処分の結果としてもみられます。その結果として、企業の収益の流れが変化します。

こうした変化を反映させるために、収益認識に関する方針を定期的に改訂する必要があります。ビジネスモデルの変化は経営者のコメントで説明されているのに（特に、企業が行った買収等により変化が生じる場合）、結果として生じる収益の流れの変化については収益認識に関する会計方針に反映されていないことがよくあります。

開示

IAS第18号は、収益の認識および測定に関する基準に加えて、企業が行うべき特定の開示について規定しています。これら必要な開示は容易に見落とされるか、さもなくば財務諸表に含まれている他の開示部分が当該要件を満たしていると思い込まれてしまいがちです。例えば、物品の販売およびサービスの提供など、当該期間において認識されたそれぞれの重要なカテゴリーから挙げられた収益の金額を開示するよう企業は要求されます。サービスの提供を含む取引については、会計方針に進捗度を決定するために採用した方法を含める必要があります。

7 キャッシュ・フロー計算書

キャッシュ・フロー計算書の重要性

IFRSに基づき財務報告を行うすべての企業および企業グループは、キャッシュ・フロー計算書を表示するよう義務づけられています。キャッシュ・フロー計算書の目的は、報告企業が現金および現金同等物を生成する能力ならびに当該企業が生成された現金を利用する必要性を評価するにあたり必要な情報を財務諸表利用者に提供することにあります。

キャッシュ・フロー計算書のさらなるメリットとしては、当該計算書は類似した取引または事象に対して異なる会計方針を選択するといった要因による影響を受けないため、異なる企業間での比較が可能となります。

世界のさまざまな地域を覆う経済の不透明感を考えると、企業が現金を生成する能力はよりいっそう重要性が増しています(セクション2参照)。その結果、キャッシュ・フロー計算書はますます注視されるようになるでしょう。キャッシュ・フロー計算書に関して、規制当局が問題視しているさまざまな分野の概要を以下で説明いたします。

現金および現金同等物

前述した通り、キャッシュ・フロー計算書の目的は、報告企業が現金および現金同等物をどのようにして生成したかについての情報を提供することにあります。現金には、手元現金および要求払預金が含まれます。現金同等物とは、確定できる金額に容易に換金可能であり、かつ価値の変動に対してわずかなリスクしか負っていない短期の流動性の高い投資のことを指します。そのため、投資は通常、例えば取得日から3ヶ月以内の短期に償還期限が到来する場合に限り、現金同等物としての要件を満たします。

企業の当座預金残高がプラスの残高と借越残高とを行き来することが多い場合、これは当座借越が企業の資金管理に欠くことができないものであるという証拠となります。この場合には、銀行の当座借越は現金および現金同等物に含めなければなりません。

しかし、銀行ローンなどの長期借入は、現金および現金同等物には含まれません。同様に、長期預金についても本定義から除外されます。長期残高を現金および現金同等物に含めしまうと、正確な短期ポジションが分かりにくくなってしまいます。規制当局は、そうした項目を現金および現金同等物に含めている企業に対して問題として提起しています。

キャッシュ・フローの把握および分類

すべてのキャッシュ・フローの項目を把握して、キャッシュ・フロー計算書に適切に含めることが重要です。その際、経営者のコメントと財務諸表全体の整合性を考慮する必要があります。例えば、資産または事業の処分、あるいは株式の発行または買戻しについて経営者のコメントで説明を行っている場合には、関連するキャッシュ・フローをキャッシュ・フロー計算書に適切に表示しなければなりません。

IAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」では、3種類のキャッシュ・フロー(すなわち営業活動、投資活動および財務活動によるキャッシュ・フロー)が示されています。キャッシュ・フローは、これら3つの見出しのもとに分類して報告する必要があります。規制当局は、こうした分類を正確に行っていない企業に対して問題として指摘しています。以下、それぞれのキャッシュ・フローについて説明します。

営業活動

営業活動とは、収益を生み出す企業の主要な活動と、投資または財務活動の定義には当てはまらないその他の活動をいいます。そのため、本カテゴリーには、物品およびサービスの販売による受取および仕入先への支払などの項目が含まれます。

営業活動によるキャッシュ・フローは、主要な種類の受取収入および支払支出を開示する直接法、または間接法のいずれかを用いて表示できます。間接法によった場合には、営業活動によるキャッシュ・フローの合計に合致させるよう、現金以外の項目、運転資本項目の変動および投資または財務活動によるキャッシュ・フローに関連した収益または費用項目について純利益を調整します。

投資活動

投資活動には、有形固定資産などの長期性資産の取得および処分、ならびに現金同等物に含まれない投資の取得および処分が含まれます。

投資活動によるキャッシュ・フローは、将来において収益を上げることが目的としていかに現金が資源に投資されたかを表すため、財務諸表利用者にとって重要といえます。財政状態計算書で資産として認識されることになる支出のみを、投資活動によるキャッシュ・フローに含めることができます。したがって、トレーニングまたは調査などの分野のキャッシュ・アウトフロー（広義では投資とみなされる可能性がある）については、IFRSに基づいて費用計上するよう要求されるため、IAS第7号における「投資活動」には当てはまりません。

財務活動

財務活動は、企業の拠出資本または借入の規模ないしは構成に変動をもたらします。財務活動によるキャッシュ・フローの例には、株式発行による受取金および借入金の返済が含まれます。

また、支配の喪失が生じない子会社に対する所有持分の変動から生じるキャッシュ・フローについても、財務活動として分類されます。これには、例えば、親会社による子会社の非支配持分の購入が含まれます。

為替換算差額

キャッシュ・フロー計算書における為替換算差額の処理は、実務上の問題を生じやすい重要な分野です。為替換算差額が純利益と営業活動によるキャッシュ・フローとの調整のなかで報告されている場合、これは当該調整が正確に行われていない可能性があることを示すため、規制当局は企業に対して問題を指摘しています。

キャッシュ・フローが外貨によって生じる場合、キャッシュ・フローの発生日における為替レートでそれぞれのキャッシュ・フローを換算し、企業の機能通貨で当該キャッシュ・フローを記録しなければなりません。当該期間の平均レートが実際レートに近似する場合には、平均レートを使用できます。

企業グループが在外子会社を有している場合、当該子会社のキャッシュ・フローの発生日における実際の為替レートを使用して当該子会社のキャッシュ・フローをグループの表示通貨に換算しなければなりません。この場合もやはり、平均レートが実際レートに近似する場合には、平均レートを使用することができます。

未実現損益が為替レートの変動により生じる場合があります。そうした利得および損失はキャッシュ・フローではありません。しかし、為替レートの変動が外貨建ての現金および現金同等物に対して及ぼす影響については、現金および現金同等物の期首と期末残高の調整をするために、キャッシュ・フロー計算書で報告しなければなりません。この金額は、営業、投資および財務活動によるキャッシュ・フローとは区別して表示し、一般的にはキャッシュ・フロー計算書の最後に示します。

8 企業結合

改訂されたIFRS第3号

改訂されたIFRS第3号「企業結合」は2008年に公表され、2009年7月1日以降に開始する事業年度に生じる企業結合に対して発効となりました。IFRS第3号における、基準の適用に際して実務上の問題が生じる、または見落とされがちな分野が明らかになりつつあります。本セクションでは、それらの主要な分野に焦点を当てます。

事業の識別

IFRS第3号では、事業を「配当、低コストまたはその他の経済的便益という形式で投資家またはその他の所有者、構成員、参加者に対して直接的にリターンを提供する目的で、実施および管理することのできる統合された一組の活動および資産」として定義しています。IFRS第3号は、ある企業が別の企業を取得する状況に対して最も一般的に適用されますが、事業は企業体である必要はなく、資産および活動の集合でもありえることを当該定義では明らかにしています。加えて、資産および活動の集合は現時点でリターンを提供している必要はないものの、将来においてリターンを提供する能力を有していなければならないことも当該定義において示されています。

その結果として、資産の集合を、事業を構成しているような活動と組み合わせるかどうかの決定が困難となる場合があります。実際には取引を企業結合として処理しなければならなかったのに資産グループの購入として処理していたと見受けられる企業に対して、規制当局は問題として指摘しています。資産グループが事業であることを示す例として、従業員が取得資産とともに譲渡される場合が挙げられます。しかし、ある種の取得資産（例えば、研究開発によって生じる資産）は問題を生じさせる可能性もあります。

取得企業の識別

IFRS第3号の適用範囲であるすべての企業結合において、結合前企業の1つを取得企業として識別するよう義務づけられています。取得企業とは、被取得企業の支配を獲得する企業を指します。取得企業は通常、企業結合を達成するにあたり、現金またはその他の資産を引き渡したり負債を引き受ける、あるいは持分商品を発行する企業です。しかし、会計処理の上では、企業結合によっては発行企業（法律上の親会社）が被取得企業である場合があります。そうした企業結合取引は、逆取得と呼ばれています。取得企業がIFRS第3号に基づいて適切に識別されたかどうか、ひいては企業結合が逆取得であったかどうか疑問視される企業に対して規制当局は問題を指摘しています。

どちらの企業が取得企業なのかを決定するのに適切な要因には、以下の事項が含まれます。

- ・ 企業結合後の結合後企業における相対的な議決権
- ・ その他の所有者または所有者の組織化されたグループが重要な議決権持分を有さない場合の結合後企業における大きな少数議決権持分の存在
- ・ 結合後企業の統治機関の構成
- ・ 結合後企業の経営陣の構成
- ・ 持分証券の交換条件

逆取得の会計処理

逆取得において、会計上の取得企業は通常、被取得企業に対して対価を発行しません。その代わりに、会計上の被取得企業が会計上の取得企業の所有者に対して持分証券を発行します。しかし、IFRS第3号に基づいて企業結合の会計処理を行うために、会計上の取得企業が同様の結合を達成するにあたり支払ったであろう金額と同じ金額に基づいて、譲渡した対価を決定する必要があります。逆取得後に公表される連結財務諸表は、法律上の親会社(会計上の被取得企業)の名前で公表されますが、法律上の子会社(会計上の取得企業)が存続しているものとして表示されます。これに対する例外として、比較情報を含め、財務諸表に法律上の親会社の資本構成(すなわち法律上の株式資本および株式プレミアム)を反映させるというものがあります。IFRS第3号のAppendix Bでは、対価の算定方法および逆取得後に連結財務諸表をどのように表示するのかについて説明しています。

取得した無形資産

IFRS第3号では、識別可能な取得資産および負債を取得日の公正価値で認識するよう求めています。被取得企業の財務諸表で認識されていたかどうかを問わず、被取得企業の識別可能な無形資産についても認識する必要があります。また、IFRS第3号は、企業結合で取得したすべての識別可能な無形資産について信頼性をもって測定できなければならないことを明示しています。

経営者のコメントにおいて企業結合について説明する場合には、ブランド名の使用または顧客関係の入手など、期待される取得の便益について取り上げる場合があります。この場合には、取得した無形資産の識別と整合していなければなりません。規制当局は、経営者のコメントと開示とが整合していないため、取得した無形資産がすべて認識されているわけではないことが明らかとなる場合が多いと指摘しています。

取得企業が企業結合において取得した無形資産を使用する意図がない場合(例えば、被取得企業が有するブランド名が廃止される予定である場合)でも、取得企業は当該資産を公正価値で認識するよう求められます。資産を使用しないと決定することによって、取得後の損益として認識される減損損失が生じる可能性があります。

条件付対価

支払が将来の事象の発生を条件とする、または将来支払う金額が被取得企業の将来の利益のレベルなどによって異なる対価の金額を取得契約に含めるのが一般的です。企業結合における条件付対価はすべて、取得日に譲渡した対価に公正価値で含めます。

条件付対価によりIAS第39号「金融商品：認識および測定」の適用範囲となる金融資産または金融負債が生じる場合、取得後の公正価値の変動は、IAS第39号に基づいて純利益あるいはその他の包括利益で認識します。条件付対価がIAS第32号「金融商品：表示」における資本の定義を満たす場合、事後の再測定は行いません。条件付対価をどのように会計処理したのかを説明するために、会計方針または注記に適切な開示が示されていることが重要です。特に、条件付対価の負債を認識しているにも拘わらず、当該負債をどのように測定したのかを説明していなかった企業に対して、規制当局は問題として指摘しています。

将来のサービスに関する要件

条件付対価に将来のサービスを提供することの要件(例えば取得後に従業員となる被取得企業の前の所有者について)が含まれている場合、当該対価は事業の支配を獲得するために譲渡した対価の一部ではありません。それよりもむしろ、当該対価は受け取るサービスに関連しており、のれんの増加ではなく取得後の費用として認識しなければなりません。

9 減損テストおよび開示

減損テストおよび開示

多くの企業にとってIAS第36号「資産の減損」に基づく減損テストは、依然として重要な問題であり、財務諸表における減損テストに関する開示は、規制当局が継続的に注視する分野となっています。減損テストのプロセスは複雑であり重要な判断を伴う場合があり、開示要請は広範囲にわたっています。

減損テストのプロセス

資金生成単位の識別

個別の資産が減損している兆候がある場合、減損テストを行います。一般的には、資金生成単位に対して減損テストを実施します。IAS第36号では、資金生成単位とは、他の資産または資産グループからのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成する識別可能な資産グループの最小単位であると定義されています。減損テストのプロセスの第一段階では企業を構成する資金生成単位の識別を行います。資金生成単位が減損テストの基本となるからです。さらに、IAS第36号では資金生成単位ごとに広範な開示を要求しています。

資金生成単位への資産の配分

減損テストのプロセスの第二段階では、企業の資産を資金生成単位に配分する必要があります。これにはのれんも含まれており、少なくともIFRS第8号に基づいて決定されたオペレーティング・セグメントのレベルまでのれんを資金生成単位に配分しなければなりません。オペレーティング・セグメントを報告セグメントに集約する前に配分することになります。資産を資金生成単位へ配分することで、減損額を算定するにあたり回収可能価額と比較する帳簿価額が決定されます。

減損の兆候の把握

減損テストのプロセスの第三段階では、どの資金生成単位に対して減損テストを行うかを決定するために減損の兆候を把握します。のれんまたは耐用年数が特定できない無形資産が配分された資金生成単位および無形資産がまだ使用可能でない資金生成単位については、少なくとも年に1度減損テストを行います。その他の資金生成単位は、減損の兆候がある場合にのみテストします。

回収可能価額の算定

次に、減損テストを行う必要のある資金生成単位の回収可能価額を算定します。回収可能価額とは、使用価値と売却費用控除後の公正価値のいずれか高い方の金額を指します。使用価値は、割引キャッシュ・フロー法を用いて算定します。割引キャッシュ・フロー法は、各資金生成単位に対して税引前の割引率および成長率などの重要な仮定を立てることを必要とします。

減損損失の配分

回収可能価額を算定し、減損損失がもしあれば、資金生成単位を構成する資産に配分します。減損損失は最初にのれんに配分し、その帳簿価額がゼロとなるまで減額します。それにより残存する減損損失は、資金生成単位のその他の資産に比例配分しますが、個別の資産についてはその回収可能価額を下回るまで減額すべきではありません。

IAS第36号の開示要請

IAS第36号では、多額ののれんを配分している、または減損している各資金生成単位の減損プロセスの異なる段階ごとに広範な関連情報を開示することを要求しています。さらに、減損テストに起因する重要な判断または見積りの不確実性の原因となる情報もあると思われ、それらはIAS第1号「財務諸表の表示」に基づいて開示すべきでしょう(セクション5参照)。規制当局は、減損テストのプロセスにおける重要な判断が明確にされていない企業を問題視しています。

割引率および成長率

各資金生成単位の回収可能価額を算定する際に使用した割引率および成長率を開示する必要があります。それらは各資金生成単位のリスクに固有のものでなければなりません。同じ割引率または成長率を2つ以上の資金生成単位に対して使用する場合には問題が生じる可能性があり、例えば、所在地が異なるために資金生成単位が過去に異なる活動をしてきたとか、異なるリスク要因を有している場合には、特にこのことがいえます。加えて、過年度と比較した割引率または成長率の重要な変動についても、財務諸表で説明する必要があります。

規制当局は、異なる資金生成単位に適用される割引率が明確でない、または異なる活動を行う数多くの資金生成単位に同じ割引率を適用している企業に対して問題として提起する場合があります。

重要な仮定の決定方法

仮定そのものを開示するだけでなく、それらの仮定をどのように決定したのかについても説明を行う必要があります。その説明には、当該仮定がどの程度過去の経験を反映しているか、またはどの程度外部の情報源と整合しているかが含まれていなければなりません。

予算による期間および予算を超える期間

減損テストで使用する予測キャッシュ・フローを見積る(承認された予算または予測を使用して)期間を開示する必要があり、当該期間が5年を超える場合には説明を行わなければなりません。IAS第36号では、承認された予算または予測が対象とする期間が5年を超える場合にのみ説明を行うよう要求しているものの、これは5年という期間を使用しなければならないというわけではありません。例えば、経営者が2年間の承認された予算のみを準備している場合には、そうした予算と2年を超える期間については推定したキャッシュ・フローとを使用して減損テストを行う必要があります。IAS第36号では、減損テストを目的とした5年間の予測を準備することは経営者に対して要求していません。

承認された予算が対象とする期間および当該期間を超える期間のいずれについても仮定を開示する必要があります。また、承認された予算が対象とする期間を超えて推定する際に使用する成長率を提示するよう義務づけられており、当該成長率が製品、産業または資金生成単位が事業を行う国の長期平均成長率を上回る場合にはその根拠を示す必要があります。ある特定の市場で高い成長率が達成される場合には競合他社が当該市場に参入する可能性が高く、企業がこれまで当該市場において達成し得た成長率が抑制されることから、高い成長率を妥当とするのは長期的には難しいと思われます。

感応度の開示

資金生成単位に関して減損損失はみられないものの、合理的といえる重要な仮定の変更によって減損が生じてしまうなど、減損損失が生じる間際にあることが減損テストにより示される場合、IAS第36号は追加の開示を行うよう要求しています。この開示には、当該資金生成単位の減損テストにおける減損認識まで残された余地金額、重要な仮定に服した価額、および回収可能価額が資金生成単位の帳簿価額と同額になるようにするためには、主要な仮定に服した金額がどのように変わらなければならないかが含まれます。

減損に至る事象または状況

規制当局は、重大な減損損失の計上または減損損失の戻入を惹起する事象ないしは状況を開示するIAS第36号の要求に焦点を当てています。財務諸表に先行する経営者のコメントにおけるそうした事象についての説明は、監査済み財務諸表における減損に係る開示との相互参照が明示されない限り、それのみではIAS第36号の要求を満たしません。当該開示を個別に行う場合には、経営者のコメントと整合させることが重要となります。

資産または事業の処分

困難な事業状況では、多くの企業が事業のリストラクチャリングを行うことになります。場合によっては、これは資産または事業の処分につながることもあり、その場合にはIFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産および非継続事業」の適用範囲となります。

また、子会社を処分する場合には、連結財務諸表における処分時の利得または損失の算定に対してIAS第27号「連結および個別財務諸表」の基準を適用します。しかし、本セクションではIFRS第5号の基準に焦点を当てています。

売却目的保有として分類

非流動資産または処分グループは、その帳簿価額が継続的使用ではなく主として売却取引により回収される場合には、売却目的保有として分類しなければなりません。こうした分類は、売却の可能性が非常に高く、当該資産または処分グループが（当該資産の売却に関しては慣例的な条件にのみ従い）現在の状態で直ちに売却可能な場合にのみIFRS第5号の適用対象となります。

したがって、売却を意図しているだけではIFRS第5号の売却目的保有として分類するには十分ではなく、下記の要件を満たす必要があります。

- ・ 経営者が、当該資産または処分グループを売却する計画の実行を確約している。
- ・ 買手を探し出し、売却計画を完了させるためのプログラムを実行中である。
- ・ 資産または処分グループが、その公正価値との関係において合理的な価格で積極的に市場に出されている。
- ・ 売却目的保有として分類された日から1年以内に売却が完了することが予定されている。

企業がコントロールできない事象によって、売却期間を延長し1年を超えて売却を完了する場合があります。しかしこの場合でも、経営者が資産または処分グループを売却する計画を依然として確約しているという十分な証拠がある場合には、売却目的保有としての分類が適当とされる可能性があります。

処分グループとは

IFRS第5号では、単一の取引で処分される資産のグループおよびそれらの資産に直接関連し、当該取引で移転される負債として処分グループを定義しています。処分グループが、のれんが配分された資金生成単位（セクション9参照）であるか、またはそうした資金生成単位の一部の事業である場合には、関連するのれんも処分グループに含まれます。

売却目的保有の非流動資産の測定

IFRS第5号の測定基準の適用範囲である非流動資産は、帳簿価額と売却費用控除後の公正価値のいずれか低い方の金額で測定する必要があります。売却費用控除後の公正価値の方が低い場合には、資産または処分グループを売却目的保有として当初分類するときに減損損失が認識されることになります。その後、売却費用控除後の公正価値が上昇した場合、当該上昇分については従前に認識していた減損損失の範囲で減損の戻入を認識します。

IFRS第5号の測定基準の例外

一部の資産は、IFRS第5号の測定基準の適用から明確に除外されています。結果として、これらの資産が売却目的保有として分類された場合には、適切な基準に基づいて引続き測定を行います。例としては、IAS第40号「投資不動産」に基づき公正価値で計上した投資不動産およびIAS第12号「法人所得税」の適用範囲となる繰延税金資産が含まれます。

表示および開示

売却目的で保有する非流動資産の表示

財政状態計算書において、売却目的で保有する非流動資産または売却目的保有に分類される処分グループの資産は、その他の資産とは区別して表示する必要があります。当該規定は一般的に、流動資産の小計の後に表示科目「売却目的保有に分類される非流動資産」の小計を示してからそれらの合計を算定することによって満たされます。同様に、処分グループの負債についても、その他の負債とは区別して表示しなければなりません。処分グループの資産と負債は相殺して表示してはなりません。

売却目的で保有する非流動資産の開示

IFRS第5号ではまた、売却目的保有または売却されたかのいずれかに分類された非流動資産または処分グループの説明、および売却または売却予定に至った事実や状況、ならびに当該売却の予想される売却方法と時期の説明を含めた情報を開示するよう要求しています。

売却費用控除後の公正価値での測定時に認識された利得または損失についても、非流動資産または処分グループがIFRS第8号「オペレーティング・セグメント」に基づいて表示される報告セグメントの場合の開示と同様に要求されています。

非継続事業

IFRS第5号に基づいて売却目的保有としての分類要件を満たす非流動資産または処分グループは、IFRS第5号における非継続事業である可能性もあります(ただし、必ずしもそうであるとは限らない)。非継続事業は、売却目的保有または処分されたかのどちらかに計上される企業の構成要素(component)であり、以下の3つの条件のうちの1つでも満たすものとなります。

- ・ 独立した主要な事業分野または営業地域を表している。
- ・ 独立した主要な事業分野または営業地域を処分するための単一の組織的な計画の一部である。
- ・ 転売することのみを目的として取得した子会社である。

企業の構成要素とは営業活動とキャッシュ・フローを共に含み、当該企業の他の部分と明確に区別できます。つまり、使用目的で保有しているときには、資金生成単位または資金生成単位のグループのいずれかであったものともいえます。

非継続事業の表示

包括利益計算書(または表示される場合には、個別損益計算書)には、非継続事業の税引後の損益と非継続事業を構成する資産または処分グループの売却費用控除後の公正価値による再測定時に認識した税引後の利得または損失との合計からなる単一の金額を示す必要があります。

こうした単一の金額については、包括利益計算書またはその注記のいずれかにおいてさらなる分解を行う必要があります。この分解では、以下の事項を示さなければなりません。

- ・ 非継続事業の収益、費用および税引前損益
- ・ 非継続事業を構成する資産または処分グループの売却費用控除後の公正価値による再測定あるいは処分時に認識した利得または損失
- ・ 上記のそれぞれに伴って生じた関連する税金費用

非継続事業の営業活動、投資活動および財務活動に帰属する正味のキャッシュ・フローもまた、開示しなければなりません。

株式報酬契約

ストック・オプション制度などの株式報酬は、企業が自社の従業員を奨励したり、報酬を出すための方法としてますます人気が高まっています。経営者は、そうした制度の税効率を高めるために革新的な構築方法を見いだそうとする可能性があります。そうした報酬の会計基準はIFRS第2号「株式報酬」に示されています。本セクションでは、実務上の問題を生じさせるいくつかの重要な分野について説明します。

決済方法の選択による影響

IFRS第2号では、持分決済型および現金決済型の株式報酬契約を定義しています。しかし、契約によっては、企業または相手方のいずれかに報酬の決済方法についての選択肢を与える場合があります。その場合には、会計処理について十分に検討する必要があります。

相手方が決済の選択肢を有している

相手方（例えば、従業員）が株式報酬契約に基づいて、現金を受け取るかないし持分金融商品を受け取るか選択できる場合、報酬を付与する企業は負債と資本両方の構成要素を含む複合金融商品を付与しています。

従業員との取引について、複合金融商品の公正価値は、付与日において最初に負債部分の公正価値を測定し、その後、資本部分の公正価値を測定することによって決定されます。資本部分の公正価値については、従業員は持分金融商品を受け取るために現金を受け取る権利を放棄しなければならないという事実を考慮に入れます。負債と資本の構成部分それぞれの公正価値の合計が、複合金融商品全体の公正価値となります。現金による決済と持分金融商品による決済における公正価値が同じになるように取引が構築されている場合には、資本部分の公正価値はゼロになります。

企業が決済の選択肢を有している

企業が契約をどのように決済するかを選択できる場合、経営者は現金で決済する現在の義務があるかどうかを検討する必要があります。持分で決済する選択肢に経済的実態がない場合、企業が現金で決済する過去の慣行または明示された方針を有する場合、あるいは相手方がそうするように要請したときに企業がほとんど現金で決済する場合は義務を負っていることに該当します。企業が現金で決済する現在の義務を負っている場合には、当該契約は、現金決済型の株式報酬として会計処理します。一方、そうした義務を負っていない場合には、当該契約は持分決済型の株式報酬として会計処理します。

株式報酬における条件

株式報酬では、従業員が当該報酬を受け取る権利を得るために満たすべきさまざまな条件が設けられている場合があります。株式報酬の会計処理は条件の態様によって異なるため、IFRS第2号に基づいてそうした条件をすべて把握し、適切に分類することが重要です。

権利確定条件以外の条件とは、相手方に株式報酬を受け取る権利を与えるサービスを企業が受け取っているかどうかを決定しない条件のことをいいます。これは、権利確定条件以外の条件が満たされない場合には、企業が受け取るサービスに対して影響を及ぼさないことを意味します。

一例として、従業員が「Save As You Earn (SAYE) 制度 (給料天引きによる拠出)」で拠出する要件が挙げられます。一般的なSAYEでは、従業員は規定の金額を拠出している場合、株式を引き受ける (多くの場合、市場価格よりも低価格で) 機会を与えられます。拠出は通常、従業員の賃金からの天引きにより行われ、オプション行使時の行使価格を払い込む際に使用されます。従業員は、いつでも拠出を中止することができ、返金を受けることができますが、その場合にはオプションを行使する権利を喪失します。

しかし、従業員が拠出を中止することを決定した場合でも、従業員が引続き企業に労働というサービスを提供するという事実に変更はありません。IFRS第2号では、拠出を中止するという従業員の決定は株式報酬の解約として会計処理します (下記参照)。

権利確定条件とは、相手方に株式報酬を受け取る権利を与えるサービスを企業が受け取っているかどうかを決定する条件のことをいいます。それらの条件には、一定期間のサービスの提供を完了することのみを要求する勤務条件と、一定期間のサービス提供に加えて、特定の業績目標を達成することを要求する業績条件があります。業績条件は、それが企業の株価に関連する場合には株価条件となります。

評価モデルの選択に及ぼす影響

権利確定条件以外の条件および株価条件は、付与日における株式報酬の公正価値を決定する際に考慮する必要があります。それらの条件が存在する場合には、結果として、使用できる種類の評価モデルは限定されます。例えば、ブラック・ショールズ方程式は株価条件が存在する場合には適用できません。

株式報酬の条件変更

数年前に株式報酬制度を設定した企業は、例えば株価下落によりストック・オプションにがアウト・オブ・ザ・マネー (行使価格が株価より高い状態) となっているために、本来意図していた従業員へのインセンティブがもはや提供されていないと感ずることもあります。このような場合には、経営者は契約条件を変更することを決定するであろうし、そのことは会計処理に影響を与えます。

株式報酬の条件を変更する場合、変更日における増分公正価値を算定する必要があります。これは、条件変更前の報酬の公正価値に対する条件変更後の報酬の公正価値 (いずれも変更日に算定したもの) の超過額です。例えば、ストック・オプション制度を変更し、その際の変更がオプションの行使価格の引き下げのみである場合、変更日に増分公正価値があることを意味します。

増分公正価値は、付与日における条件変更前の株式報酬の公正価値に基づいて見積った株式報酬費用に加えるところの費用として、残りの権利確定期間にわたり配分します。増分公正価値がマイナスの場合には、会計処理の変更はなく、株式報酬費用については付与日における条件変更前の株式報酬の公正価値に基づいて引続き計上します。

解約および代替プラン

企業または相手方のいずれかが株式報酬プランを解約する場合、企業はそうでなければ残りの権利確定期間において認識されたであろう金額を直ちに認識する必要があります。しかし、当該企業が新しい報酬プランを付与する場合には、解約した報酬プランの代替としてその新しい報酬プランを付与日に認識し、変更として会計処理を行います。

グループ企業の場合

1つのグループ企業(通常は親会社)が、株式報酬プランを別のグループ企業(通常は子会社)の従業員に付与することは一般的です。当該事態が生じた場合、会計処理はそれぞれの関連する企業の個別財務諸表および連結財務諸表において考慮される必要があります。

株式報酬がサービスを受け取っている企業自身の持分金融商品で決済される場合、または別の企業が代わって当該報酬を決済する(現金か株式かを問わず)場合、サービスを受け取っている企業は当該制度を持分決済型として会計処理します。そうでない場合には、当該報酬を現金決済型の株式報酬取引として会計処理します。

報酬を決済しているもののサービスの提供を受け取っていない企業は、自身の持分金融商品で決済する場合に限り、当該報酬を持分決済型の株式報酬取引として認識します。そうでない場合には、当該報酬は現金決済型の株式報酬取引として会計処理されます。また、当該報酬を決済する企業が契約に基づくサービスを受け取っていない場合には、借方をどのように記入するかについて検討する必要があります。親会社が子会社の従業員に報酬を付与したという典型的な例では、多くの場合、借方記入は子会社に対する投資である費用としてなされます。

はじめに

転換社債、ワラントまたは優先株式などの金融商品が負債か資本かを決定するIAS第32号「金融商品：表示」における固定額対固定数 (fixed-for-fixed) 条件の適用は、ここ数年、度々議論されているテーマです。さらに、不確実な将来の事象が発生した場合に行われる支払いによって、IAS第32号のもとでの金融負債が生じるか否かについての判定は困難となっています。企業が資金調達に努めるなか、新しいタイプの資本性金融商品が発生し続けています。IAS第32号は長年にわたり実施されてきたにもかかわらず、企業がこうした新しい金融商品に対して、当該基準をどのように適用するのかを検討する際には依然として議論を呼びます。

固定額対固定数 (fixed-for-fixed) 条件とは

IAS第32号第11項における金融負債の定義には2つの要素があります。1つ目の要素としては、企業が現金を支払う、または潜在的に不利な方法で金融商品を他の企業と交換する契約上の義務を有している場合が挙げられます。2つ目の要素は、企業自身の資本性金融商品で決済される可能性のある契約に関するものです。企業自身の資本性金融商品で決済される可能性のある契約の中には金融負債(債務)であるものもあれば、資本であるものもあり、負債と資本の両方の要素を有しているものもあります。こうした分類への帰属は、固定額対固定数 (fixed-for-fixed) 条件によって決定されます。この固定額対固定数 (fixed-for-fixed) 条件は一見すると単純なように思われるかもしれませんが、これまでの経験から簡単なケースは非常に少ないといえます。

基本的に、ある契約が現金(または他の金融資産)による固定金額に対して、固定数量の企業自身の資本性金融商品との交換で決済されるか、またはそうした可能性がある場合には、契約は資本として分類されます。この場合には、固定額対固定数 (fixed-for-fixed) 条件が満たされます。そうでない場合には、当該金融商品は条件を満たさず、金融負債として分類されます。重要な点は、契約が企業自身の株式を使用して支払われたり決済されるからといって、契約自体が必ずしも資本項目であるとは限らないということです。

転換社債の例

企業の普通株式に転換できる転換社債を企業が発行した場合はどうでしょうか。固定額対固定数 (fixed-for-fixed) 条件のテストにより、転換オプションをどのように会計処理するのかが決定されます。転換オプションが固定額対固定数 (fixed-for-fixed) 条件を満たす場合、当該オプションは資本の要素として分類されます。しかし、転換社債は負債の要素も含んでいる (現金を支払う義務がある) ので、複合金融商品であるといえます。当初測定時の負債部分の公正価値は、普通 (転換可能ではない) 社債を市場レートで割り引いたキャッシュ・フローと同額ということになります。資本部分は、当該金融商品全体の公正価値から負債部分を控除した残余额です。資本部分については事後の再測定を行わないため、通常、転換権の公正価値変動は利益に対して影響を及ぼすことはありません。転換オプションが固定額対固定数 (fixed-for-fixed) 条件を満たさない場合には、発行企業は金融商品全体を負債として会計処理する必要があります。当該負債の実質は、組込デリバティブを含む負債性の主契約です。IAS第39号「金融商品：認識および測定」に従うと、企業は大抵の場合、組込デリバティブを負債性の主契約から分離して、当該組込デリバティブについては損益を通じて公正価値で計上するよう求められることとなります。こうした転換オプションを評価するにあたり評価専門家の利用を求められ、コストと時間を要する可能性があります。組込デリバティブの価値変動は、転換権の公正価値の変動を反映したものであり、損益に影響を及ぼすこととなります。

変更条項

転換社債、ワラントまたは優先株式などの普通株式に転換可能な金融商品には、多くの場合、転換比率を修正する変更条項が含まれています。これらはしばしば希薄化防止条項として述べられており、他の持分所有者に対して転換型金融商品の所有者の権利を保護することを意図して契約に含まれていることがあります。

そうした変更条項が単にすべての持分所有者の相互に関連した権利を保護するのみである場合、変更条項に先立つ元々の転換条件が固定額対固定数 (fixed-for-fixed) 条件を満たしているのであれば、当該変更条項によって固定額対固定数 (fixed-for-fixed) 条件が満たされなくなるということはありません。しかし、反希薄化として述べられている条項にはこうした状況に当てはまらない場合も多く、その場合には固定額対固定数 (fixed-for-fixed) 条件を満たさず、その結果、転換オプションは金融負債として処理しなければなりません。

外貨

また一つの実務上の問題は、転換価格またはオプション行使価格が発行企業の機能通貨以外の通貨建てである場合に発生します。この場合、転換条件は、外貨建ての固定額を固定数量の株式に転換するというものであると考えられます。しかし、外貨による固定額は発行企業の機能通貨建てによる固定額になりませんので、固定額対固定数 (fixed-for-fixed) 条件を満たしません。

自己株式購入契約

発行企業が自己株式を現金で購入しなければならない契約 (例えば、売建プット・オプション) に対して特別な取扱いが適用されます。こうした種類の契約では、固定額対固定数 (fixed-for-fixed) 条件が満たされている場合でも負債が生じます。当該負債は買入行使価格 (exercise purchase price) の現在価値として認識され、借方は資本に計上されます (IAS第32号第23項)。時間の経過とともに現在価値額が減少するにつれ、こうした負債から利息として処理するものが生じます。契約がオプションであり、当該オプションが行使されずに失効する場合、負債を資本に振り替えます。

条件付決済条項

条件付決済条項は、金融商品の発行企業が不確実な将来の事象に基づいて支払いを行う義務を有する契約に関係しています。一般的に、金融商品の発行企業と保有者の双方とも制御できない不確実な将来事象に基づいて支払いが要求される場合、当該条件付支払は金融負債ということになります。

これには2つの例外があります。1つ目の例外として、対象たる偶発事象がその金融商品の発行企業の清算であり、清算自体が事前に計画されたものでもなく、金融商品の契約当事者の一方の自由裁量によるものでもない場合です。2つ目の例外としては、義務が真正 (genuine) なものではない場合が挙げられます。しかし、「真正でない」とは条件付支払につながる事象が極めてまれ、かつ異常性が非常に高く、発生する可能性が極めて低いことを意味するなど、これは非常に狭い範囲の定義となっています。

しばしば問題となる2種類の条件付決済条項は、利益割合に基づく債務と支配の変更によって生じる債務です。これらの問題は、IAS第32号の規定を適用する際に特によく生じます。

利益割合の支払い

しばしば、利益の一定割合を株式の配当として支払う規定によって問題が生じます。将来の収益および利益は発行企業が制御できないものであるため、これらの条件付配当は金融負債ということになります。

支配の変更を条件とする支払い

支配の変更が生じたら優先株式を償還するなどの現金を支払う義務がある場合、一般的に金融負債の定義は満たされます。これは、経営者は株主が自社の株式を売却することを阻止できないことが理由として挙げられます。

しかし、単純な多数決の決議の株主総会においてのみ支配の変更が認められる場合—この場合には、株主は意思決定を行う際に本質的には経営者の一部である—などの、ある限られた状況においては、支配の変更によって行う支払いは金融負債ではないという議論が可能となると考えられます。このことは、財務諸表で開示すべき重要な判断といえるでしょう。

金融商品の開示

IFRS第7号「金融商品：開示」には、金融商品に関して広範囲にわたる開示規定が盛り込まれています。IFRS第7号は2007年から適用されていますが、それ以来、数回の改訂が行われてきました。金融商品の開示は、財務諸表の利用者にとって非常に重要となる場合が多いのです。経済状況が依然として不透明であることを考えると、現在、そうした開示の重要性はいつそう増しています。主要な開示をいくつか本セクションで取り上げましょう。

金融商品のカテゴリー

IFRS第7号における主要な開示の一つとして、企業は、IAS第39号「金融商品：認識および測定」で定義されたカテゴリー別に分類された金融資産および金融負債の帳簿価額を開示するよう要求されています。それらのカテゴリーを以下に示します。

- ・ 損益を通じて公正価値で測定される金融資産
- ・ 満期保有目的投資
- ・ 貸付金および債権
- ・ 売却可能金融資産
- ・ 損益を通じて公正価値で測定される金融負債
- ・ 償却原価で測定される金融負債

金融資産の減損

IFRS第7号では、計上された減損損失を金融資産の種類別に開示するよう要求しています。加えて、金融資産が信用毀損により減損しており、当該資産の帳簿価額を直接減額するのではなく資産とは別の引当金勘定をもって減損を計上した場合、当該引当金勘定における変動を示す調整表を金融資産の種類ごとに示さなければなりません。これらの要請は、規制当局が企業に対して指摘することが最も多い開示要請であるといえます。

期限が経過しているが減損はしていない金融資産

IFRS第7号では、期限が経過しているが減損はしていない金融資産を開示するよう要求しています。「期限が経過している」とは、契約による期限が到来した際に取引先が支払いを行うことができなかった金融資産のことを指します。これには例えば、支払いが遅れている売掛債権が含まれます。企業は、報告日において、期限が経過しているが減損はしていない金融資産の年齢分析を開示するよう求められます。この開示は、債権の年齢分析（期限が経過していない債権も含める）と同じものではありません。

満期分析(金融負債)

金融負債の満期分析について、IFRS第7号では、企業が以下の事項を開示するよう要求しています。

- a. 契約上の残存期間を示す非デリバティブ金融負債の満期分析。
- b. デリバティブ金融負債の満期分析。当該満期分析には、契約上の満期がキャッシュ・フローのタイミングを理解する上で不可欠なデリバティブ金融負債の契約上の残存期間を含める。
- c. 企業が(a)と(b)について固有の流動性リスクをどのように管理しているのかについての説明。

ここで流動性リスクとは、現金または他の金融資産を引き渡すことによって決済される金融負債の債務を履行する際に困難に直面するリスクであると定義されています。

満期分析は、非デリバティブ金融負債(買掛債務を含む)、キャッシュ・フローのタイミングを理解する上で不可欠なデリバティブ金融負債、さらにIAS第39号の範囲に含まれないがIFRS第7号の範囲に含まれる項目(例えばファイナンス・リース)すべてに対して行う必要があります。当該分析に記載される金額は、契約金額であり、割引前キャッシュ・フローでなければなりません。したがって、その金額はしばしば、公正価値またはより一般的には償却原価で計上される財政状態計算書上の金額とは異なります。

IFRS第7号は、金融商品から生じるリスクに関して定性的な開示を行うよう要求しています。流動性リスクに関する開示は企業の状況に整合させることが重要であり、例えば将来の債務決済状況とともに利用可能な資金調達の手段に関する説明を行う必要があります。流動性リスクに関する開示は、セクション4で説明した継続企業の前提に関する開示と相互に関連しています。

感応度分析

IFRS第7号第40項では、市場リスクの種類(金利リスク、為替リスクおよび商品価格変動リスクなどその他の価格リスク)ごとに感応度分析を開示するよう要求しています。感応度分析では、基礎となる指数の合理的に可能性のある変動が利益に及ぼす影響と資本に及ぼす影響を別々に示す必要があります。こうした開示は比較可能であることが求められます。感応度分析を行う際に使用した方法および仮定についても開示しなければなりません。

公正価値ヒエラルキー

IFRS第7号では、公正価値で計上されている金融資産および金融負債を公正価値測定へのインプットに基づいてヒエラルキーに分類するよう求めています。公正価値ヒエラルキーは以下の3つのレベルから構成されています。

- ・レベル1ー活発な市場における同一の資産または負債の公表価格(修正をしない価格)
- ・レベル2ーレベル1に含まれる公表価格以外で、資産または負債に関して直接的(すなわち価格として)ないしは間接的(すなわち価格から派生したものとして)に観察可能なインプット
- ・レベル3ー観察可能な市場データに基づいていない資産または負債に関するインプット(観察不能なインプット)

本開示基準は、公正価値で計上されているすべての金融商品に対して適用されます。これには、公正価値で測定されている売却可能金融資産および損益を通じて公正価値で測定されている金融資産と金融負債が含まれます。必要とされる開示の程度は、公正価値測定へのインプットによって決まります。最も単純なケースでは、公正価値は公表市場価格を用いて直接測定します。しかし、対象となる金融商品によっては、さまざまなインプットとともに評価モデルを用いて測定を行う場合があります。公正価値測定のインプットが観察可能な市場データに基づいていない金融商品に関しては、より詳細な開示が要求されています。

ヘッジ会計に関する開示

IFRS第7号には、ヘッジ会計に関する特定の開示が含まれています。ヘッジ会計を適用している企業は、ヘッジの種類別の説明、ヘッジされているリスクの内容およびヘッジ手段として指定された各金融商品の説明を示す必要があります。これらの開示は、企業がさらされているリスクおよび企業のそのリスクの管理方法を財務諸表の利用者が理解する上で役立ちます。

さらに、キャッシュ・フロー・ヘッジについては、特定の開示が多数盛り込まれています。企業は、キャッシュ・フローが生じると予想される時期およびそうしたキャッシュ・フローがいつ損益に影響を及ぼすと予想されるかを開示するよう要求されています。その期において資本の部から損益にリサイクルされた金額についても開示する必要があります。こうした要請は、規制当局が企業に対して指摘することが最も多い開示要請であるといえます。

初めに

IAS第1号「財務諸表の表示」では、財務諸表の利用者が、自己資本の管理に関する企業の目的、方針およびプロセスを評価できるような情報を開示するよう要求しています(IAS第1号第134項－第136項)。規制当局はこうした要請に企業が適切に準拠していないことに懸念を示しており、今後も引続き本分野が注視されると予想されます。

自己資本管理についての有意義な開示は、多くの国々が困難な経済状況を経験しているなかで特に重要であるといえます。多くの企業は、資本基盤の強化に努めなければならなかったでしょう。配当を一時中止したり新株を発行したりするなどによってです。そうした行為は、自己資本管理に関する開示に反映させる必要があります。

主要な基準

IAS第1号では、企業の自己資本を管理する目的、方針およびプロセスを財務諸表の利用者が理解し評価できるようにするために、自己資本管理に関する定性的および定量的な開示を行うよう要求しています。

こうした目的を果たすために、開示には、企業が何を自己資本として管理しているのかについての説明およびその定量的データの要約を含めなければなりません。また、自己資本として管理している項目の変動についても説明する必要があります。

外部から課された自己資本規制がある場合、当該規制の内容および当該規制がどのように自己資本管理に組み込まれているのかについて、説明を行わなければなりません。該当する場合、企業はその期において外部から課された自己資本規制を遵守していたか、遵守していなかった場合にはその影響を示す必要があります。

ASBの報告書

規制当局の懸念に応じて、英国会計基準審議会(ASB)は自己資本管理に関する開示の的を絞った見直しを実施し、その結果を2010年12月に公表しました。本報告書は英国の企業に焦点が当てられているものの、当該結果は英国以外の企業にとっても興味深いものです。この報告書において取り上げられている主要な点を次ページで紹介します。



開示に関心のある利害関係者

すべての企業、投資家およびその他の利害関係者は、企業が何を自己資本とみなしているのか、そして自己資本管理の戦略を理解したいと考えており、これは健全性規制 (prudential regulation) の対象となっている銀行および保険会社にとってのみの問題ではないことをASBは確認しました。

さまざまな企業の経営者は、非常に多様な方法で自己資本管理に取り組んでいます。同様に、投資家は自己資本管理に関して異なる関心を有しています。投資家の中には、過去に投資した自己資本に焦点を当てる人もいれば、会計上の自己資本に注目する人もあり、時価総額に注目する人もいます。資本を純粋に資本性項目に限定する投資家がいる一方、長期債務を含めて考える投資家もいます。

ASBは、投資家が自己資本に強い関心をもってはいるものの、現在のところ、提供された開示を十分に活用していないことを認識しました。自己資本に関する開示は詳細が十分でないまま提供されており、また企業間における比較が可能となっていないため、投資家のニーズを満たしていないことがよくあります。

開示に関して発見された問題

企業の自己資本管理に関する開示において、自身の財務的資本の源泉およびそれが自身の自己資本管理戦略にどのように関係しているかを説明する明確な分析を提供しているのは、少数の企業にすぎないことをASBは認識しました。大多数の企業は、自己資本をどのように評価しているのか、または中長期的に自己資本をどのように管理するのかをその開示で有意義に示していないなど、財務的資本に関する開示を省略しているか、または総じて画一的な情報の提供を行っていました。

適切な自己資本に関する開示とは

ASBの報告書は、以下で紹介するように、いくつかの分野における適切な実務例についても取り上げています。

自己資本管理に関する目的および方針

自己資本管理に関する企業の目的および方針についてより詳細で適切な開示には、自己資本管理のプロセス、方針を見直す頻度、達成度の評価方法ならびに以下のような目的に係る説明が含まれていました。

- ・ 投資適格とされる信用格付けの維持
- ・ 高いレバレッジと健全な信用プロフィールの利点とのバランスをとるようギアリング (自己資本比率) の管理
- ・ 将来の商品開発を継続させるための十分な自己資本の保有
- ・ 財務的弾力性と資本コストとのバランスを保つ最適資本構成の維持
- ・ 企業のリスク選好に応じた資本コストの削減

定量的な開示

IAS第1号によって要求されている自己資本に関する定量的開示の模範例では、管理されているさまざまな種類の自己資本の一覧表を含め、財政状態計算書上で計上される金額と対応する自己資本についての分析が行われていました。

はじめに

IAS第39号「金融商品：認識および測定」に基づくヘッジ会計は、完全に任意ではあるものの、厳格な条件が満たされる場合にのみその適用が容認されます。

ヘッジ会計の目的は、ヘッジ手段に係る利得または損失をヘッジ対象が損益に影響を及ぼすのと同一年間に損益として認識することにあります。

このため、ヘッジ会計は、IAS第39号の基本原則からは逸脱しています。本セクションではヘッジ会計を使用するために満たすべき要件に焦点を当てており、またヘッジ会計を中止する時期についても説明しています。

ヘッジ会計の使用のための要件

特定の規定があり、ヘッジ手段としてみなされるもの、およびヘッジ対象としてみなされるものが制限されています。

要約して言えば、ヘッジ手段になりえるのはデリバティブ金融商品のみであり、為替リスクのヘッジに関してのみ、非デリバティブ金融商品もなりえます。ヘッジ対象は大方、損益に影響を及ぼしうる1つの識別されたヘッジ対象またはヘッジ対象のグループでなければなりません。

さらに、ヘッジ会計を適用するためには、以下の要件をすべて満たす必要があります。

- ・ヘッジの開始時において、ヘッジ関係の公式な指定および文書ならびにヘッジの実施に関する企業のリスク管理目的や戦略の公式な文書がある。
- ・ヘッジが極めて有効であることが見込まれる。
- ・キャッシュ・フロー・ヘッジについて、ヘッジ対象である予定取引は実行の可能性が非常に高く、最終的に純損益に影響を及ぼす可能性のあるキャッシュ・フローの変動性に対するエクスポージャーを示すものでなければならない。
- ・ヘッジの有効性が信頼性をもって測定できる。
- ・ヘッジの有効性が継続的に評価されており、実際に極めて有効であったと判断されている。

これらの要件のうち1つでも満たされなくなった場合には、ヘッジ会計を中止しなければなりません。

ヘッジに関する文書

公式な文書がヘッジの開始時において必要とされ、遡った日付で作成することはできません。ヘッジに関する文書が整っていない場合、IAS第39号によってヘッジ会計は容認されません。当該文書には以下の項目が記載されている必要があります。

- ・ヘッジ対象およびヘッジ手段に関する明確な記述
- ・ヘッジを実施することによるリスク管理目的
- ・ヘッジされているリスクの内容
- ・ヘッジの有効性を評価する際に使用する方法、これには有効性の判定の頻度も含まれる。

ヘッジの有効性

ヘッジ会計適用の要件を満たすためには、ヘッジ指定がなされている期間においてヘッジされたリスクに起因する公正価値またはキャッシュ・フローの変動の相殺を達成するために、ヘッジの有効性が極めて高くなければなりません。有効性の判定は、ヘッジの開始時に将来に向かって行い、その後は少なくとも、企業が年次または中間財務諸表を作成するときに将来に向かっておよび実績として評価する必要があります。ヘッジが有効性の判定によって要件を満たしていないとされた場合には、有効性が最後に立証された日後のヘッジ会計を中止しなければなりません。

IAS第39号では、有効性の評価に関して特定の方法を規定していません。しかし、以下で示す通り、使用すべき判定方法については、ヘッジ会計の指定を裏付ける公式な文書において示されていなければなりません。ヘッジの有効性判定を行った実際の結果は、ヘッジ手段に係る利得または損失と、対応するヘッジ対象に係る損失または利得との比率が、80%から125%の範囲内に収まる必要があります。

ヘッジが極めて有効である場合でも、非有効部分については必ず損益として認識する必要があります。ヘッジ対象とヘッジ手段の重要な条件が合致したからといってヘッジが完全に有効であると仮定することは適切ではありません。非有効性はさまざまな要因で発生します。例えば以下のような場合が挙げられます。

- ・ ヘッジ対象の売却の可能性が非常に高い場合、対応するヘッジ手段の満期が到来するのと同日に顧客が必ず支払いを行うと仮定することは非現実的である。
- ・ デリバティブであるヘッジ手段が開始された後でヘッジ関係を開始した場合には、非有効性が生じる。
- ・ キャッシュ・フロー・ヘッジの開始時において、金利スワップ(固定金利支払／変動金利受取)は変動金利型借入(ヘッジ対象)と同一の条件を有している場合が多い。しかし、将来、条件が同一でなくなった場合(例えば、借入の返済によって)には、非有効性が生じるであろう。

ヘッジ会計の中止

以下の項目の1つでも生じた場合には、ヘッジ会計は将来に向かって中止しなければなりません。

- ・ ヘッジ手段が失効、売却、解約または行使された場合
- ・ ヘッジがヘッジ会計適用の要件を満たさなくなった場合(例えば、ヘッジが有効性の判定要件を満たさなくなった)
- ・ 予定取引が生じる見込みがなくなった場合
- ・ 企業がヘッジ指定を解除した場合

ヘッジ会計を中止した場合、ヘッジ対象およびヘッジ手段(もしあれば)の将来における公正価値の変動は、ヘッジ会計を適用しなかったものとして会計処理します。しかし、公正価値ヘッジの会計処理が負債性商品に対して中止される場合には、修正した実効金利を算定します。

キャッシュ・フロー・ヘッジの中止時には以下の事柄を行います。

- ・ ヘッジが有効となった年度からその他の包括利益に計上されてきたヘッジ手段に係る利得または損失の累積額は、予定取引が発生するまで資本の部に計上し続ける。
- ・ 予定取引がもはや発生しないと見込まれる場合には、その他の包括利益に計上されてきた利得または損失の累積額は、資本の部から損益へ組換調整として即時に再分類する。

財務諸表における不要な情報

IFRSにおいて求められる開示は増加し続けています。さらに、各国の公的当局は、リスク、ガバナンス、報酬および持続可能性といった分野の報告要請の追加を行っています。当然のことながら、近年は世界各地で財務諸表の平均的なページ数が大幅に増加しています。こうしたことを背景に、多くの企業、財務諸表の利用者およびその他の利害関係者は、「情報過多」(すなわち膨大な情報量が実務上の有用性を損ない始める段階)まで達しているのではないかと懸念しています。

基準設定主体と規制当局はこうした懸念に留意しています。いくつかの組織は不要な情報に対処する方法を見出すために協議や調査を開始しており、重要な情報に焦点を当てています。例としては以下の事柄が挙げられます。

- ・ IASBは、アジェンダ協議において、開示フレームワークを開発すべきかどうかを検討している。これにより徐々に、開示に対するアプローチが細則主義ではなく、より原則主義なものとなる可能性がある。
- ・ 欧州財務報告アドバイザリーグループ(EFRAG)とFASBは、開示を目的適合的なものにする方法について新たな考えを構築するために、共同で取り組んでいる。
- ・ スコットランド勅許会計士協会とニュージーランド勅許会計士協会は、開示量を削減するための具体的な提案をめざす共同プロジェクト「過剰な開示の削減」に取り組んでいる。

上記の取り組みやその他の新たな取り組みにより、長期的な解決への方向性が示される可能性があります。しかし、当面の間、要求される基準すべてに準拠しながらも財務諸表のページ数を減らすために何か企業にできることはあるでしょうか。英国会計基準審議会(ASB)は、できることがあると考えています。2011年、ASBは「不要な情報の削除 年次報告書における不要な情報への対策」を公表しました。これは、2009年に英国財務報告評議会(FRC)が公表したディスカッション・ペーパー「言葉よりも：企業の年次報告書をより単純かつ目的適合的なものにするための原則および措置」に続いて公表されたものとなります。

不要な情報とは

ASBの報告書では、不要な情報という用語は2つの問題から構成されると説明しています。

- ・ 目的適合的な情報を識別し理解する能力を阻害する重要でない開示
- ・ 毎年変化がない説明的情報

重要でない開示は多くの場合、詳細な注記が少額な表示科目の補足として示されている箇所に見られます。ASBの報告書では、具体的な例として株式報酬の注記が挙げられています。毎年、全くまたは概ね変化しないことが多い説明的情報の例としては、会計方針の注記が挙げられています。

不要な情報の削除に対する障害

ASBの報告書は、財務諸表の不要な情報を削除するのに主要な障害となるものとして、行動の問題を特定して挙げています。そうした行動には、財務諸表の作成者のみならず、規制当局、基準設定主体、監査人および協会のもも含まれます。これらすべての当事者は、財務諸表にあらゆる開示規定を盛り込み、過剰に慎重な態度をとる傾向があると考えられます。しかし、障害が行動パターンによるものであるとしたら、基準またはガイダンスを変更することなく不要な情報を削除するための何かしらの変化をもたらすことができます。

取るべき措置

FRCのディスカッション・ペーパーおよびASBの報告書はいずれも、財務諸表の作成者に対してガイダンスを提供することを目的としています。FRCのディスカッション・ペーパーでは、コミュニケーションに関して4つの基本原則を示しています。

- ・ 的確であること
- ・ 率直かつ誠実であること
- ・ 明確かつ理解可能であること
- ・ 興味深く、注意を引くこと

ASBの報告書では、不要な情報が含まれることの多い財務諸表の3つの分野(すなわち、ガバナンスに関する開示、会計方針、株式報酬に関する開示)に対し開示上のガイダンスを提供しています。すべての企業が取ることのできる4つの措置について以下で検討を行います。

会計方針

会計方針は、報告企業の状況に固有のものでなければなりません。経営者は、財務諸表に記載されている会計方針を見直し、評価する必要があります。会計方針が企業の事業と関係がない場合、当該方針は不適切かつ不要な情報の追加であり、削除する必要があります。

重複の排除

財務諸表のなかで情報が重複している場合が多く、特に経営者のコメントが示されている箇所においてよく見られます。こうした情報の重複は不要な情報となります。経営者は、例えば適当ならば相互参照を活用するなど、そうした情報の重複を最小限に抑えるよう努めなければなりません。

重要でない開示の削除

IAS第1号「財務諸表の表示」では、IFRSによって要求されている特定の開示は、情報が重要でない場合には提供する必要がないということを明確に記しています(IAS第1号第31項)。しかし、重要性については判断を要するし、開示が含まれていない場合には、おそらく規制当局から疑義が生じるであろうことを避けるために、慎重になり過ぎる傾向がある分野です。しかし、これは、開示が重要であるか否かを注意深く検討することによって、経営者が財務諸表の不要な情報を削除できる分野でもあります。

表現の明確性

不要な情報を削除する目的の一つは、利用者に対して財務諸表の明確性を高めることにあります。その一つの要素として、複雑な情報が利用者に理解できる明確な方法で伝達されているかどうかを評価するために、財務諸表で使用されている表現および言葉の明確性を注意して調べるということがあります。

本議論の今後

ASBの報告書では、現存する障害のいくつかを排除するために必要と考えられる措置の3つの段階を示しています。それらの段階を以下に示します。

- ・ 開示の観点から重要性が意味することについての議論を引続き促す。
- ・ 財務諸表のなかに含めた型で、または財務諸表の枠外に説明的情報を分離することの可能性および潜在的な便益を調査する。
- ・ 他の利害関係者とそれぞれの情報の要求に関して協働する。

FRCもASBも、不要な情報の削除に関する議論が継続することを求めています。企業報告に関与する人々が一丸となって取り組む場合にのみ変化が生じることを認識しています。

17 詳細が重要

関連当事者についての開示

関連当事者についての開示の問題として、IAS第24号「関連当事者についての開示」への準拠をめぐる問題は依然として発生しており、規制当局から意見が寄せられています。こうした問題は公表利益に影響を及ぼさないものの、関連当事者についての開示は財務諸表の利用者にとって重要である場合が多く、そのため見過ごすべきではありません。

IAS第24号の関連当事者についての開示の見直し

IAS第24号の改訂版は2009年11月に公表され、2011年1月1日以降に開始する年度から有効となっています。この改訂基準によりもたらされた2つの主要な変更を以下に示します。

- ・ 以下の当事者との取引に関してはIAS第24号の開示の免除規定を導入
 - (a) 報告企業に対して支配、共通支配または重要な影響力を有している政府
 - (b) 「政府関連企業」(上記の政府と同じ政府によって支配、共通支配または重要な影響を受けている企業)

報告企業がこの免除規定を適用する場合には、対象となる政府の名称および報告企業との関係の内容を開示しなければなりません。また、政府または政府関連企業との個別に重要な各取引の内容および金額の情報を開示する必要があります。個別では重要ではないが全体としては重要なその他の取引については、その取引の範囲に関する質的または量的な指標を開示しなければなりません。

- ・ 関連当事者の定義の変更。変更後の定義には、相互に関連のある当事者として以下の2つを明確に含めています。
 - － 双方の企業が同一の第三者のジョイント・ベンチャーである。
 - － 一方の企業が同一の第三者のジョイント・ベンチャーであり、他方の企業が当該第三者の関連会社である(ただし、この場合の関連会社は2つではない)。

経営幹部の報酬

IAS第24号第17項では、経営幹部の報酬の合計および以下の項目ごとの開示を行うよう要求しています。

- ・ 短期従業員給付
- ・ 退職後給付
- ・ その他の長期給付
- ・ 解雇給付
- ・ 株式報酬

経営幹部には、グループ内の部門の幹部や、広くは親会社の取締役などが含まれる場合があります。

IAS第24号の開示では、取締役または従業員にとっての便益よりも報告企業が認識する費用に焦点を当てています。このことは、IASにより開示される金額が、各国の法律に基づき経営者の報酬の法定開示として提供されたものと同額とはならない可能性があることを意味しています。

税率の変更による影響

税率の変更があった場合、当期の税金の会計処理について検討を行う必要があります、特に企業の会計年度が新しい税率の有効となる日付を跨ぐ場合にこのことが当てはまります。当該年度の実効税率は、変更前後の適用税率を考慮して算定する必要があります。

しかし、主要な影響は、繰延税金の会計処理において生じます。IAS第12号「法人所得税」では、繰延税金資産および繰延税金負債は、報告日において施行されている、または実質的に施行されている税率に基づいて、資産が回収される、あるいは負債が決済される会計期間に適用されることが見込まれる税率を用いて算定するよう要求しています。そのため、企業は繰延税金資産が回収され、繰延税金負債が決済されると見込まれる会計期間を予測し、報告期間の末日までに施行された税率に基づいて予測された各期間に対して適用する必要があります。

不利なオペレーティング・リース

IAS第37号「引当金、偶発負債および偶発資産」では、不利な契約とは、契約に基づく義務を履行する際の不可避のコストが同契約に基づいて受け取ると予想される経済的便益を超過している契約であると定義しています。依然として、世界のさまざまな地域で難しい経済状況に直面しており、オペレーティング・リースが不利になる可能性が上昇しています。すると、引当金をIAS第37号に基づいて財務諸表で認識する必要が生じます。

リースが不利となる可能性を上昇させる状況には、以下の事項が含まれます。

- ・リース資産が放棄されている、部分的に放棄されている、またはあまり活用されていない
- ・リース資産が赤字事業のもと使用されている
- ・リース契約に基づく支払リース料が現在の市場価格を上回っている

これらの要素の1つまたは複数が存在することによって、リースが不利である可能性が高まりますが、必ずしもこれらのことだけに限りません。リースが不利な契約に該当し引当金が必要であるかどうかを判断するために、経営者はリースに関する不可避なコストと、受け取ることが期待される経済的便益とをケース・バイ・ケースで比較する必要があります。

2012年におけるIFRSの変更

2011年についていえば、2012年に強制発効日となる主要な新しいIFRSはありません。したがって、多くの企業は財務諸表を作成する際に大きな変更に対処する必要がないという安心を有しているといえます。しかし、いくつかの2012年に有効となる小規模な変更は実施される予定であり、状況によっては2012年の財務諸表に影響を及ぼす可能性があります。以下に概要を紹介します。

IFRS第7号の改訂

IFRS第7号「金融商品：開示」の改訂が行われており、2011年7月1日以降に開始する年度から有効となっています。12月を年度末とする企業にとって影響を受ける最初の年度は、2012年12月31日に終了する年度ということになります。

IFRS第7号の改訂は、主に金融機関に対して影響を及ぼします。当該改訂の結果として、金融資産の認識は中止しているものの継続的関与がある場合には、追加の開示を求められることになります。新しい開示は、財務諸表の利用者が以下の事柄を行える情報を提供することを目的とするものです。

- ・ 譲渡したものの全体の認識を中止していない金融資産と関連負債との関係を理解する。
- ・ 全体の認識を中止した金融資産に対する報告企業の継続的関与の内容および関連するリスクを評価する。

IAS第39号「金融商品：認識および測定」で設定されている認識の中止に対するアプローチについては、改訂による変更は行われていません。

IAS第12号の改訂

2012年1月1日以降に開始する年度に適用されるIAS第12号「法人所得税」に対して改訂が行われました。しかし、本改訂は適用範囲が限定されており、IAS第40号「投資不動産」に基づいて公正価値で測定される投資不動産を有する企業にのみ適用されます。本改訂では、投資不動産が売却を通じて全額回収されるような場合に反証可能な推定を導入しています。

また、SIC第21号「法人所得税－再評価された非減価償却資産の回収」のガイダンスは、IAS第16号「有形固定資産」における再評価モデルを用いて測定された非減価償却資産に生じる同様の問題を取り扱っており、IAS第12号に組み込まれました。その結果、SIC第21号は廃止されました。

その他の包括利益の表示

IASBは「**その他の包括利益の項目の表示**」と題してIAS第1号の改訂を公表しました。本改訂は、2012年7月1日以降に開始する年度から適用されます。

本改訂は、どの項目をその他の包括利益で表示するかについては変更を行っていませんが、表示の構成については変更しています。主な変更点は、企業がその他の包括利益として表示する項目を、他のIFRSに基づいて以下の2つのグループに分けるよう要求している点です。

- ・ 事後は、純損益に振り替えられないもの
- ・ 特定の条件が満たされた場合に、事後は、純損益に振り替えられるもの

IASBは単一の包括利益計算書を求める従来の提案を取り下げたため、2つの連続する計算書(すなわち、損益計算書と包括利益計算書)での表示が引続き容認されています。

19

2013年の予定

2013年におけるIFRSの変更

2012年とは対照的に、2013年1月1日を発効日とする多くの新基準および改訂基準があり、IFRSに基づき財務諸表を作成する企業に影響を及ぼします。こうした中には、連結、ジョイント・アレンジメント、公正価値測定および確定給付型年金制度に関する会計処理の改訂についての新基準が含まれています。

公正価値測定を除く主な変更は遡及して適用され、12月31日を年度末とする企業に対して2012年1月1日という移行日が設定されています。経過措置は特定の状況において利用できる可能性があります。これは現時点でこうした変更について考える必要があることを意味しています。

他の企業に対する持分

2011年5月、IASBは、他の企業に対する持分の会計処理および新しい開示規定を取り扱っている一連の新しい基準を公表しました。それらの新基準には以下のものがあります。

- ・ IFRS第10号「連結財務諸表」(IAS第27号「連結および個別財務諸表」とSIC第12号「連結－特別目的事業体」を置き換える)
- ・ IFRS第11号「ジョイント・アレンジメント」(IAS第31号「ジョイント・ベンチャーに対する持分」を置き換える)
- ・ IFRS第12号「他の企業に対する持分の開示」
- ・ IAS第27号(改訂)「個別財務諸表」
- ・ IAS第28号(改訂)「関連会社およびジョイント・ベンチャーに対する投資」

他の企業(特に、子会社やジョイント・ベンチャー)に対する投資を有する企業は、適用する会計処理を見直す必要があります。IFRS第10号、第11号および第12号の重要なポイントを、以下で簡単に説明します。

IFRS第10号「連結財務諸表」

IFRS第10号では、1つの企業が他の企業を支配しているか否かの評価を行う際に改訂されたフレームワークを提供しており、従来の子会社と特別目的ビークル(special purpose vehicles)との両方に対して適用されます。多くの場合、連結すべき対象の決定に対して変更が生じることはなさそうです。しかし、IAS第27号に基づいて行われた「境界線」上にある連結の判定については見直しを行う必要があり、中には変更を求められるものもあります。

特定の状況では支配の定義を適用するにあたり、重要な判断が必要となります。例えば、企業が他の企業に対して潜在的議決権を保有しているような場合です。さらに、IFRS第10号では、少数株主が議決権を保有しているものの、残りの議決権は多数の広く分散している株主によって保有されている場合には、支配が存在し得るということを明確に示しています。

IFRS第11号「ジョイント・アレンジメント」

IFRS第11号では、2種類のジョイント・アレンジメント(ジョイント・オペレーションとジョイント・ベンチャー)を定義しています。これは、IFRS第11号によって置き換えられたIAS第31号における3つの分類とは異なります。そこで、ジョイント・アレンジメントに対する持分を有する企業は、IFRS第11号に基づいてアレンジメントの分類を評価する必要があります。

IAS第31号における共同支配企業(jointly controlled entities)は、IFRS第11号におけるジョイント・ベンチャーと同義であることがほとんどです。しかし、IFRS第11号では、ジョイント・ベンチャーに対して比例連結法の使用を容認していません。代わりに、IAS第28号に基づいて持分法を適用しなければなりません。これにより、多くの企業において重要な変更が生じることとなります。

IFRS第12号「他の企業に対する持分の開示」

IFRS第12号は、他の新基準の補完を行うことを目的としています。子会社、ジョイント・ベンチャー、関連会社および非連結の組成された事業体(structured entities)に関する整合性のある開示規定が示されています。この開示要請は広範囲にわたっており、企業によっては相当量の新しい開示を行うことになると思われます。

組成された事業体はこれまで、SIC第12号において特別目的事業体と呼称されていました。IFRS第12号によって要求されている開示は、組成された企業に対する持分によって企業がさらされるリスクについて透明性を提供することを目的としています。

公正価値測定

IFRS第13号「公正価値測定」は、2011年5月に公表されました。この新基準では、どの項目を公正価値で測定しなければならぬのかは規定されていません。しかし、公正価値測定が他の基準によって求められる場合、IFRS第13号では公正価値の測定方法を示しており、公正価値の情報開示に関する基準を提供しています。IFRS第13号の規定は、当該基準が当初適用される年次期間の期首において将来に向かって適用されます。

IFRS第13号では、公正価値を、測定日に市場参加者間における秩序ある取引で資産を売却することにより受け取るであろう価格、もしくは負債を移転することにより支払うであろう価格として定義しています。本基準では、公正価値は資産または負債の主要な市場、もしくは主要な市場が存在しない場合には最も有利な市場で行われる取引に基づくものと明確に示されています。主要な市場とは、資産または負債に関して最大の取引量および取引水準を有する市場のことをいいます。

IFRS第13号の開示基準により、一部の企業は相当量の追加的な開示を行うことになると思われます(例えば、投資不動産を公正価値で測定する場合)。本基準は、IFRS第7号「金融商品:開示」によって要求されている公正価値に関する開示の基準を公正価値で測定される非金融項目に対しても拡大しており、公正価値で測定されない特定の項目の公正価値についての開示も要求しています。

年金制度の会計

IAS第19号「従業員給付」では、2013年1月1日以降に開始する年度に対して改訂を行いました。これによって、確定給付型年金制度の会計処理が主に影響を受けます。

保険数理上の差異を認識するための回廊アプローチおよび保険数理上の差異を損益として認識する選択肢が廃止されました。その代わり、すべての保険数理上の差異はそれらが生じた年度にその他の包括利益として認識されることになります。

さらに、利息費用の純額の算定方法が変わりました。制度資産の期待収益と確定給付債務の積立に係る利息費用とを個別に算定することがなくなります。代わりに、単一の利率を確定給付債務と制度資産との純額に適用します。このことは、損益に影響を及ぼし、結果的に大半の企業の利益が減少することになります。

20 今後の見通し

変わり続けるIFRS

IASBは、収益、リースおよび金融商品を含め、今後数年にわたり、IFRSの主要な分野を改善するための作業計画を多数有しています。そうした計画の最新情報を以下に示します。影響はまだ先のことのように思われるかもしれませんが、これらの主要な変更については事前に十分な検討を行う必要があります。

収益

IASB と米国の基準設定主体であるFASBは、収益認識に関する新基準を開発するジョイント・プロジェクトを行っています。そこでは、IAS第18号「収益」、IAS第11号「工事契約」およびIFRSに基づいて財務諸表を作成する企業のためのIFRS解釈指針委員会の解釈指針のいくつかを置き換える計画です。基準案である「顧客との契約から生じる収益」の公開草案が、2010年6月に公表されました。コメント募集期間には900通以上のコメントレターが寄せられ、その後、IASBとFASBは当該公開草案の変更を行いました。その結果、新しい公開草案が2011年11月に公表され、そのコメント募集期限は2012年3月13日までとなっています。最終基準は2012年後半に公表される可能性があり、その公開草案で提案されている適用日は2015年1月1日以降に開始する事業年度となっています。当該基準では、遡及適用により比較情報の修正再表示が要求される予定です。この場合、比較対象期間の開始時点において締結されている既存の契約すべてが影響を受けることになります。

新基準が最終的に基準化されると、表題が示す通り、契約が収益の会計処理方法において重要な要素となります。ここで基本となる原則は、収益は販売企業の活動に基づいてではなく、顧客への財貨またはサービスの支配の移転に基づいて認識されるということです。

当該公開草案における提案に対する回答者の多くは、サービスの提供による収益は契約終了時に認識される場合が多くなり、IAS第18号に基づくこれまでのケースと比べると、認識が非常に遅れることとなる点に懸念を示しました。この分野については見直しが行われており、新しい公開草案では、顧客へのサービスの支配の移転は特定の要件が満たされる場合には、継続して生じる可能性があることを明確にしています。

リース

2010年8月に、IASBとFASBは長く待ち望まれた共同の公開草案「リース」を公表しました。IFRSとして公表される際には、現行の基準であるIAS第17号が置き換えられます。新しい基準は、借手(lessee)と貸手(lessor)の両方を対象としています。収益に関して、多数のコメントレターが寄せられており、当初の公開草案に対して重要な変更が提案されたため、リースの公開草案は再公表される予定です。新しい公開草案は2012年の第2四半期に公表される予定であり、新基準の適用日は2015年1月1日以降に開始する事業年度になる見込みです。

借手については、現在のオペレーティング・リースとファイナンス・リースという分類が廃止され、使用権に基づく単一のモデルに置き換えられます。借手は使用権資産と対応するリース料支払義務負債を認識するため、すべてのリース契約は財政状態計算書に計上されます。IASBはいくつかの経過措置を提案しているものの、多くの既存のリースについては修正再表示を行う必要があると思われます。貸手については、2010年の公開草案では、原資産の有するリスクおよび便益に対する貸手のエクスポージャーに基づく2つのアプローチが提案されました。しかし、貸手に関する提案は、新しい公開草案において変更されることになりそうです。

IFRS第9号 金融商品

IFRS第9号「金融商品」により、IAS第39号「金融商品：認識および測定」が置き換えられる予定であり、現在、IASBにより段階的に開発が進められています。IFRS第9号は、当初は2013年1月1日以降に開始する事業年度から適用されることを意図しておりましたが、IASBは2015年1月1日以降に開始する年度までその適用を延期することを決定しました。本基準の規定は、早期適用が容認されています（各国により課される制限による）。

フェーズ1: 分類および測定

金融資産と金融負債の分類および測定に関する基準が公表されました。金融資産の分類としては、IAS第39号の4つのカテゴリに対して、IFRS第9号のカテゴリは2つのみとなっています。金融負債については、自己の信用リスクの問題に対処するために金融負債に関する公正価値オプションに一部変更が行われているものの、IAS第39号の基準の大半がIFRS第9号に引き継がれました。IFRS第9号のこの部分については確定したと考えられておりましたが、IASBは保険会社に固有の問題を含め、適用に関する問題に対処し、またUS GAAPとの相違を低減する機会を模索するためにプロジェクトの再開を決定しました。

フェーズ2: 減損処理

2009年の公開草案および2011年早期の補足文書の公表に続き、IASBは現在、金融資産の減損に関する提案の見直しを行っています。審議会の主題は、IAS第39号の現行の「発生損失」アプローチを期待損失アプローチに置き換えることにあります。これまでの提案は実施が困難であるとして批判されており、さらなる公開草案が2012年前半に公表される予定です。

フェーズ3: ヘッジ会計

IASBは、IAS第39号のヘッジ会計に関する基準を抜本的に見直すことによって、財務諸表の有用性を改善するという目標を有しています。一般的なヘッジ会計を取り扱っている公開草案が2010年12月に公表されました。当該プロジェクトの本フェーズは完了に近づいており、最終版に近い「スタッフ・ドラフト」がまもなく公表される予定です。IASBは、マクロ・ヘッジ会計またはポートフォリオ・ヘッジ会計に関する提案について引き続き検討を行っています。



www.gti.org

© 2012 Grant Thornton Taiyo ASG . All right reserved.